

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成30年 2月16日 提出
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 一生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【電話番号】	03-5210-8500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	J A 資産設計ファンド（安定型） J A 資産設計ファンド（成長型） J A 資産設計ファンド（積極型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	発行価額の総額 各ファンドにつき各上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ＪＡ資産設計ファンド（安定型）

ＪＡ資産設計ファンド（成長型）

ＪＡ資産設計ファンド（積極型）

以上を総称して、またはそれぞれを「ＪＡ資産設計ファンド」または「ファンド」という場合があります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

各ファンドにつき、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社<sup>（注）</sup>に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

### （５）【申込手数料】

<通常（確定拠出年金制度に基づく申込の取扱いは除きます。以下同じ。）の申込>の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.62%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） <ホームページアドレス> <a href="http://www.ja-asset.co.jp/">http://www.ja-asset.co.jp/</a>
--

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

スイッチング<sup>（注）</sup>による取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

（注）「スイッチング」とは、各ファンドの一部解約金の手取金をもって、当該一部解約の請求と同時に、当該ファンド以外のJ A資産設計ファンドの受益権の取得を申し込む場合をいいます。（以下同じ。）

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

#### < 確定拠出年金制度に基づく申込<sup>（注）</sup> > の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

（注）「確定拠出年金制度に基づく申込」とは、確定拠出年金法に規定する加入者等の行った運用の指図に基づき、同法に規定する資産管理機関または連合会（同法に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）が行う申込をいいます。（以下同じ。）

#### （6）【申込単位】

##### < 通常の申込 > の場合

販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、スイッチングによる取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

##### < 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

各ファンドにつき、1円以上1円単位とします。

#### （7）【申込期間】

平成30年2月17日から平成31年2月15日までとします。（継続申込期間）

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### （8）【申込取扱場所】

##### < 通常の申込 > の場合

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

##### 照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） <ホームページアドレス> <a href="http://www.ja-asset.co.jp/">http://www.ja-asset.co.jp/</a>
--

##### < 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

#### （9）【払込期日】

取得申込者は、申込代金を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

#### （１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

#### （１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

#### （１２）【その他】

##### a. 申し込みの方法

###### < 通常の申込 > の場合

当ファンドの取得申込については、原則として午後３時までに取得の申し込みが行われ、かつ、当該取得申込の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の申し込みとします。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

当ファンドは、収益分配を行った場合、税金を差し引いた後、収益分配金を無手数料で再投資を行う「分配金再投資（累積投資）」専用のファンドです。

このため、取得申込者は、販売会社との間で、「J A 資産設計ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

「J A 資産設計ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）については、別の名称で同様の権利義務内容を定める契約または規定が用いられることがあり、この場合には、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

当ファンドを保有している場合、スイッチングの申し込みを受け付けます。

スイッチングの申し込みの際は、一部解約の実行を請求するファンドと取得申込を行うファンドをご指示ください。

この場合の一部解約の実行の請求と取得申込は、通常の場合と同様となりますが、申込単位は、１口単位とし、申込手数料はかかりません。

###### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

###### < 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

##### b. 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンド（安定型、成長型、積極型）は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会の指針に基づく商品分類は、各ファンドとも同じ以下の分類です。

商品分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

属性区分：その他資産（投資信託証券：資産複合（資産配分固定型：株式・債券・円短期金融商品）） / 年1回 / グローバル（含む日本） / ファミリーファンド / 為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

商品分類および属性区分 一覧表

（各ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ <<http://www.toushin.or.jp/>> をご覧ください。）

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		海外
	内外	その他資産（ ）
		資産複合

**追加型投信:**一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

**内 外:**目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

**資産複合:**目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

(当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類（表紙）と属性区分における投資対象資産は異なります。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	(あり)
		日本		
	年2回	北米		
債券	年4回	欧州		
		年6回 (隔月)	アジア	
	年12回 (毎月)	オセアニア		
		中南米		
	不動産投信	日々	アフリカ	ファンド ・オブ・ ファンズ
その他資産 (投資信託証券：資産複合（資産配分固定型 ：株式・債券・円短期金融商品）)	中近東 (中東)			
資産複合（ ）	その他 ( )		エマージング	
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

**その他資産:**組入れている資産を記載するものとする。

**年 1 回:**目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

**グ ロー バ ル:**目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

**ファミリーファンド:**目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

**為替ヘッジなし:**目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

## &lt; 信託金の限度額 &gt;

各ファンドにつき、委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第2条））

## &lt; ファンドの特色 &gt;

## 1

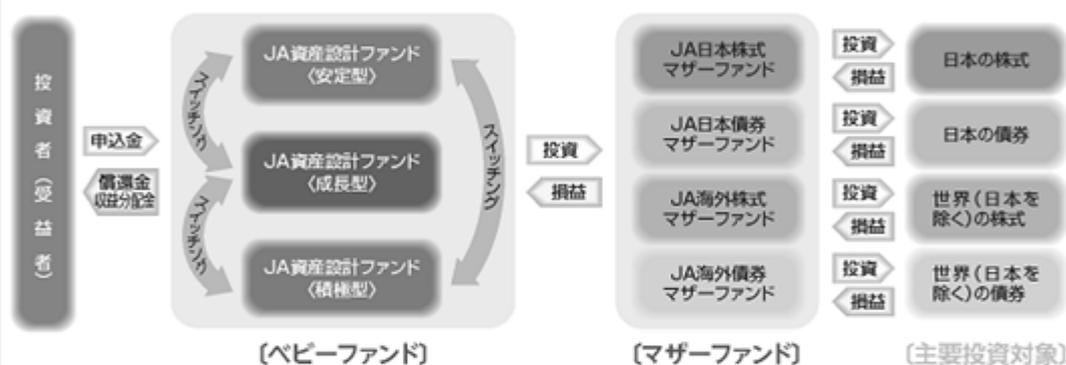
**国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の各資産への分散投資によって、信託財産の中長期的な成長を目指します。**

- 各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 各資産への投資は、資産別のマザーファンドへの投資を通じて、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券の各資産に分散投資を行います。

**ファンドの仕組み**

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うものです。



- ◎ 各ファンド間でスイッチングが可能です。

**分配方針**

毎年11月16日(休業日の場合は翌営業日)に諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

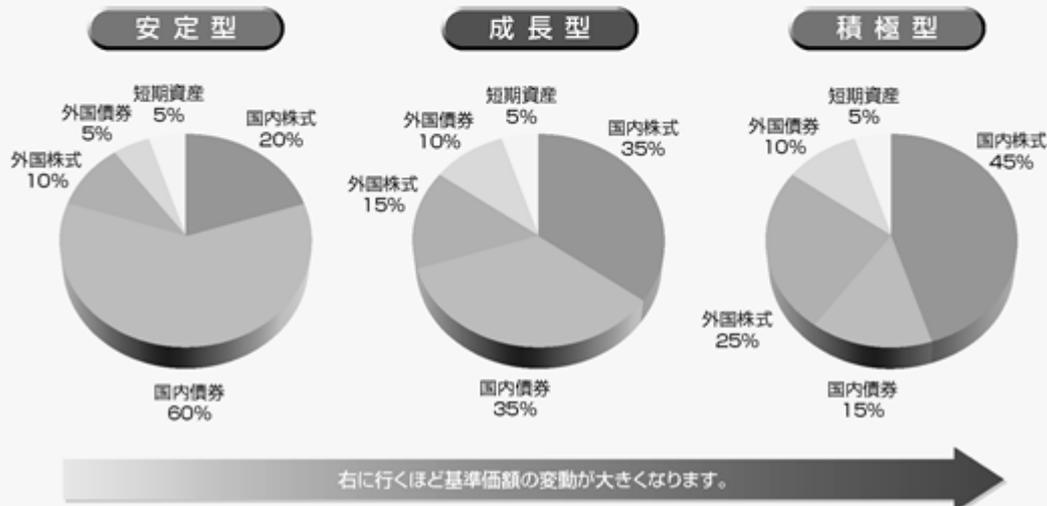
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**主な投資制限**

- ◎ 親投資信託への投資割合には、制限を設けません。
- ◎ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- ◎ 株式への実質投資割合は、安定型と成長型は、信託財産の純資産総額の70%未満とし、積極型は、制限を設けません。

## 2 お客様のライフサイクルやリスクの許容度に応じて、3つのファンド(安定型、成長型、積極型)から選択いただけます。

- 3つのファンド(安定型、成長型、積極型)の各資産(資産別のマザーファンド)への基本配分比率は次のとおりとします。
- 基本配分比率は、市況動向等の中長期的な変化を考慮し、見直しを行う場合があります。
- 実際の運用に伴う各資産への配分比率の変動は、基本配分比率から原則として±5%の範囲内に抑えるように努めます。



※委託者が運用にあたって想定しているリスク度合を相対的に明示したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

また、上記の各資産の基本配分比率は、各マザーファンドの組入比率を表わしています。

### 運用委託先

**JA海外株式マザーファンドおよびJA海外債券マザーファンドの外貨建資産等の運用指図に関する権限を、ウエリントン・マネージメントに委託します。**

- 世界有数の運用会社のひとつであるウエリントン・マネージメントが、ファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により運用を行い、安定的な超過収益の獲得を目指します。

#### ウエリントン・マネージメントの概要

名称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	ウエリントン・マネージメント香港リミテッド	ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド
所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン	中華人民共和国 香港	英国 ロンドン

※上記3社を総称して「ウエリントン・マネージメント」といいます。

- 特徴：**
- 世界で最古の運用機関のひとつ
  - 世界で有数の運用機関のひとつ
  - グローバルな事業展開
  - 1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社
  - ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界50カ国以上の2,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

### 3 当社が独自に指数化した合成インデックスを中長期的に上回る成果を目指します。

- 各ファンドは、それぞれに合成インデックスをベンチマーク\*とします。

※「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

#### 合成インデックスの基本構成

	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	短期資産
安定型	20%	60%	10%	5%	5%
成長型	35%	35%	15%	10%	5%
積極型	45%	15%	25%	10%	5%

「当社が独自に指数化した合成インデックス」とは、「国内株式:TOPIX(東証株価指数)\*1」、「国内債券:NOMURA-BPI総合\*2」、「外国株式:MSCI KOKUSAI-インデックス(当社円換算ベース)\*3」、「外国債券:FTSE世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)\*4」および「短期資産」の各数値を、各ファンドにおける上記合成インデックスの基本構成比率に基づいて合成・指数化したものです。

- ※1 「TOPIX(東証株価指数)」とは、東京証券取引所第一部に上場しているすべての日本企業の株式(内国株式)の時価総額を基にした株価指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。また、東京証券取引所は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ※2 「NOMURA-BPI総合」とは、国内債券市場で公募発行され一定の条件を満たす利付債の時価総額を基に野村證券株式会社が公表している指数で、野村證券株式会社の知的財産です。また、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任ありません。
- ※3 「MSCI KOKUSAI-インデックス(当社円換算ベース)」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界主要国の主要銘柄の時価総額を基にした株価指数で、同インデックス(米ドルベース)を基に、MSCI Inc.の許諾を得て、当社が独自に円換算したものです。
- ※4 FTSE世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同インデックス(米ドルベース)を基に、FTSE Fixed Income LLCの承諾を得たうえで、当社が独自に円換算したものです。

### 4 各マザーファンドの特色

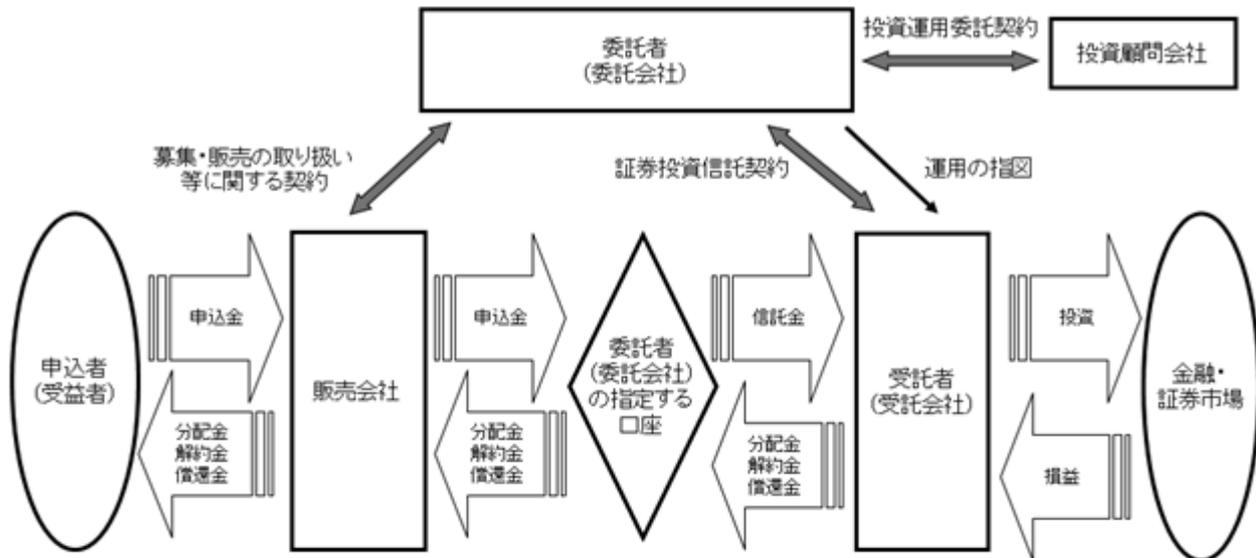
	JA日本株式 マザーファンド	JA日本債券 マザーファンド	JA海外株式 マザーファンド	JA海外債券 マザーファンド
運用会社	農林中金全連アセットマネジメント			
(外部委託)	—	—	ウエリントン・マネージメント	
主要投資対象	日本の株式	日本の債券	日本を除く世界先進 各国の株式	日本を除く世界各国 の債券
ベンチマーク	TOPIX (東証株価指数)	NOMURA-BPI総合	MSCI KOKUSAI-イン デックス(当社円換 算ベース)	FTSE世界国債イン デックス(除く日本、当 社円換算ベース)
運用手法 (ベンチマークに 対する超過収益 の追求方法)	定量分析と定性分析 による個別銘柄選択	デュレーション調整、 イールドカーブ調整、 セクター配分、個別銘 柄選択	定量分析と定性分析 による個別銘柄選択	国別配分、デュレー ション調整、イールド カーブ調整、通貨配分、 セクター配分、個別銘 柄選択

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成13年 1月19日 有価証券届出書の提出  
 平成13年 2月 5日 募集開始日  
 平成13年 2月20日 信託契約締結日、ファンドの設定および運用開始日  
 平成19年 1月 4日 振替制度へ移行

## (3) 【ファンドの仕組み】



≪委託者≫農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(委託会社)

- ①信託財産の運用指図
  - ②目論見書および運用報告書の作成 等
- (注)委託者は、当ファンドにおいて販売会社としての役割も有しています。

≪販売会社≫

- ①ファンドの募集の取扱い・販売および一部解約の請求の受付
- ②目論見書および運用報告書の交付
- ③収益分配金、償還金および一部解約金の支払い 等

≪受託者≫三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社) (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- ①信託財産の保管・管理・計算
- ②追加信託に係る振替機関への通知 等

≪投資顧問会社≫ウエルトン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(Wellington Management Company LLP)  
 ウエルトン・マネージメント香港リミテッド  
 (Wellington Management Hong Kong Ltd)  
 ウエルトン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド  
 (Wellington Management International Ltd)

委託者から外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限の委託を受け、「JA海外株式マザーファンド」ならびに「JA海外債券マザーファンド」における運用の指図、投資判断、発注等を行います。

## 委託者（委託会社）の概況（平成29年12月29日現在）

資本金の額

34億2千万円

沿革

平成5年9月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

平成8年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億2千万円

平成12年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

平成19年9月30日 金融商品取引業の登録

平成24年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,550	36.61
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	18,850	35.30
農中信託銀行株式会社	東京都千代田区内神田1丁目1番12号	15,000	28.09

（注）農林中央金庫及び全国共済農業協同組合連合会が保有する株式はすべて普通株式であり、農中信託銀行株式会社が保有する株式はすべて議決権を有しないA種種類株式です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫	50.91%
全国共済農業協同組合連合会	49.09%

（参考）

## ウエリントン・マネージメントの概要

名称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	ウエリントン・マネージメント香港リミテッド	ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド
所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン	中華人民共和国 香港	英国 ロンドン

※上記3社を総称して「ウエリントン・マネージメント」といいます。

**特 徴：**●世界で最古の運用機関のひとつ ■1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社  
●世界で有数の運用機関のひとつ  
●グローバルな事業展開 ■ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界50ヵ国以上の2,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

## 2【投資方針】

- J A 資産設計ファンド（安定型）
- J A 資産設計ファンド（成長型）
- J A 資産設計ファンド（積極型）

## （1）【投資方針】

## a. 基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。  
「運用の基本方針」および「約款第 条」とは、信託約款の条項等と対応しております。

また、信託約款の条項等は特に記載がない場合、上記各ファンド共通となっております。（以下同じ。）

## b. 運用方法

### 投資対象

J A日本株式マザーファンド受益証券、J A日本債券マザーファンド受益証券、J A海外株式マザーファンド受益証券およびJ A海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

### 投資態度

(イ) 主として上記の各親投資信託の受益証券に投資を行うことにより、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用にあたっては、当社が独自に指数化した合成インデックスをベンチマーク<sup>1</sup>とします。

なお、安定型・成長型・積極型ごとに、「各資産（資産別のマザーファンド）への基本配分比率」（下表においてと表記しています。）および「ベンチマークとする合成インデックスの構成割合」（下表においてと表記しています。）は、次のとおりとします。

	J A日本株式マザーファンド	J A日本債券マザーファンド	J A海外株式マザーファンド	J A海外債券マザーファンド	短期資産
	TOPIX（東証株価指数） <sup>2</sup>	NOMURA - BPI総合 <sup>3</sup>	MSCI KOKUSAI・インデックス（当社円換算ベース） <sup>4</sup>	FTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース） <sup>5</sup>	短期資産
安定型	20%	60%	10%	5%	5%
成長型	35%	35%	15%	10%	5%
積極型	45%	15%	25%	10%	5%

1 「ベンチマーク」とは・・・

ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

2 「TOPIX（東証株価指数）」とは・・・

東京証券取引所第一部に上場されているすべての日本企業の株式（内国株式）の時価総額を基にした株価指数です。

なお、同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。また、東京証券取引所は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3 「NOMURA - BPI総合」とは・・・

国内債券市場で公募発行され一定の条件を満たす利付債の時価総額を基に野村證券株式会社が公表している指数で、野村證券株式会社の知的財産です。また野村證券株式会社は当ファンドの運用成果等に関して一切責任ありません。

4 「MSCI KOKUSAI・インデックス（当社円換算ベース）」とは・・・

MSCI Inc.が開発した日本を除く世界主要国の主要銘柄の時価総額を基にした株価指数で、同インデックス（米ドルベース）を基に、MSCI Inc.の許諾を得て、当社が独自に円換算したものです。

5 「FTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同インデックス（米ドルベース）を基に、FTSE Fixed Income LLCの承諾を得たうえで、当社が独自に円換算したものです。

(ロ) 運用にあたっては、基本配分比率から原則として±5%以内の乖離に抑制するように努めます。なお、基本配分比率は、市況動向等の中長期的な変化を考慮し、見直しを行う場合があります。

- (八) 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- (二) 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

### a. 投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

### b. 運用の指図範囲等(約款第16条第1項から第3項)

委託者は、信託金を、主として次の第1号から第4号(下記1.~4.)までに掲げる農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託(以下、各々を総称して「親投資信託」といいます。 )の受益証券のほか、第5号から第26号(下記5.~26.)までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。 )に投資することを指図します。

1. JA日本株式マザーファンド受益証券

2. JA日本債券マザーファンド受益証券

3. JA海外株式マザーファンド受益証券

4. JA海外債券マザーファンド受益証券

5. 株券または新株引受権証書

6. 国債証券

7. 地方債証券

8. 特別の法律により法人の発行する債券

9. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。 )の新株引受権証券を除きます。 )

10. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。 )

11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。 )

12. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。 )

13. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。 )

14. コマーシャル・ペーパー

15. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。 )および新株予約権証券

16. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で第5号から第15号(上記5.~15. )の証券または証書の性質を有するもの

17. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。 )

18. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
19. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
20. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
21. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
23. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
24. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
26. 外国の者に対する権利で第25号(上記25.)の有価証券の性質を有するもの

なお、第5号(上記5.)の証券または証書および第16号(上記16.)ならびに第21号(上記21.)の証券または証書のうち第5号(上記5.)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号(上記6.~10.)までの証券および第16号(上記16.)ならびに第21号(上記21.)の証券または証書のうち第6号から第10号(上記6.~上記10.)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号(上記17.)の証券および第18号(上記18.)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項(上記 )に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

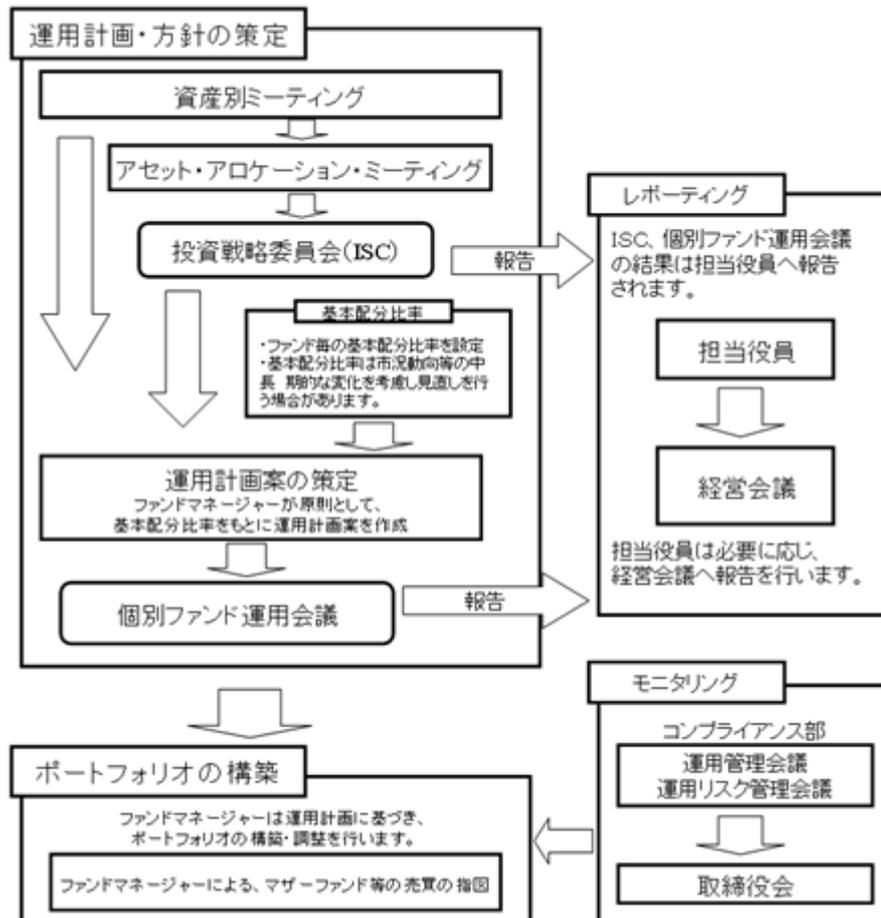
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号(上記 5.)の権利の性質を有するもの

第1項(上記 )の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号(上記 1.~6.)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) 【運用体制】

#### 1. 運用体制

J A 資産設計ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



#### 資産別ミーティング

月1回以上開催。資産ごとの市場分析・シナリオ案の作成を行います。

#### アセット・アロケーション・ミーティング (AAM)

月1回以上開催。資産間のリスク・リターン相対比較分析等を行い、資産配分案を作成します。

#### 投資戦略委員会 (ISC)

原則月1回以上開催し、資産配分の決定や各市場の基本シナリオの承認を行います。

#### 個別ファンド運用会議

原則月1回以上開催し、個別ファンドの運用計画を決定（承認）します。

#### 2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	40名程度 (うち 投資判断に携わる者 30名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

#### 3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社およびJ A 海外株式マザーファンドならびにJ A 海外債券マザーファンドにおいて運用の指図に関する権限を一部委託するウエリントン・マネジメントについて、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

##### a．収益分配方針（運用の基本方針 ３．収益分配方針）

毎決算時（毎年11月16日、休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

原則として、親投資信託に帰属する利子・配当収益のうち、信託財産に帰属する利子・配当収益を中心に分配を行います。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### b．収益の分配方式（約款第42条）

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

##### c．収益分配金の再投資等（約款第43条）

受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金（委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）が販売会社に交付されます。

販売会社は、別に定める契約（累積投資契約）に基づき、各受益者に対し遅滞なく、第1項（上記）の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得の申込により、増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

約款第48条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第2項（上記）および第3項（上記）の規定にかかわらず、そのつど、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第5項(上記)および約款第46条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

#### (5)【投資制限】

##### a. 親投資信託への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限)

各親投資信託(JA日本株式マザーファンド、JA日本債券マザーファンド、JA海外株式マザーファンドおよびJA海外債券マザーファンド)の受益証券への投資割合には、制限を設けません。

##### b. 株式への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限)

JA資産設計ファンド(安定型、成長型)

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

JA資産設計ファンド(積極型)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

##### c. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限、約款第16条)

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

##### d. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限、約款第16条)

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

##### e. 投資する株式等の範囲(約款第18条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第1項(上記)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

##### f. 同一銘柄の株式等への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限、約款第19条)

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

第1項、第2項および第3項（上記、および上記）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

g. 信用取引の指図範囲（約款第20条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

第1項（上記）の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第2項（上記）の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 先物取引等の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第21条）

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第22条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下、本項にお

いて同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

第3項(上記)において、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第23条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

k. デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

l. 有価証券の貸し付けの指図および範囲（約款第24条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の第1号(下記1.)および第2号(下記2.)の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

第1項第1号(上記1.)および第2号(上記2.)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

m. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第25条）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により、100分の50以上となった場合には、速やかにこれを調整します。

第1項(上記)において、親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額

に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

n．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

o．外国為替予約の指図および範囲（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第27条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第1項（上記）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

第2項（上記）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

p．一部解約の請求および有価証券売却等の指図（約款第33条）

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

q．再投資の指図（約款第34条）

委託者は、約款第33条（上記p．）の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

r．資金の借入れ（約款第35条）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

第1項（上記）の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

第1項（上記）の収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

s．デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示す

る証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

t. 同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条)

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

（参考）

「J A日本株式マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている銘柄および店頭登録銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の金融商品取引所に上場されている銘柄および店頭登録銘柄を主要投資対象とし、東証株価指数（以下「TOPIX」といいます。）を上回る投資成果を目指します。

運用にあたりまして、ボトムアップ型の個別銘柄選択の効果によりTOPIXに対しての超過収益の獲得に努めます。

株式の組入比率は原則として高位に保ちます。株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

組入銘柄・業種の選定にあたりましては、特定のテーマ・業種に偏ることがないように、分散投資を行うことを心がけます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

外貨建資産につきましては、投資を行いません。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第16条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第17条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（参考）

「J A日本債券マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主にわが国の公社債に投資を行うことにより、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得に努め、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（以下「NOMURA-BPI総合」といいます。）を上回る投資成果を目指します。

運用にあたりまして、主にセクター別のアロケーションを行うこと、デュレーションの調整を行うことなどにより、NOMURA-BPI総合に対しての超過収益の獲得に努めます。なお、当ファンドが投資を行う公社債は流動性を考慮しつつ、原則としてBBBマイナス格相当以上の格付を有しているものとします。

また、公社債の組入比率は原則として高位に保ちます。

組入銘柄の選定、デュレーションの決定などはミクロ経済分析・ファンダメンタルズ分析等に基づいて行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

外貨建資産につきましては、投資を行いません。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第16条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第17条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（参考）

「J A海外株式マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主にモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ・インデックス（以下「MSCI KOKUSAI・インデックス」といいます。）に採用されている世界先進各国（日本を除く）の株式に積極的に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したMSCI KOKUSAI・インデックスを上回る投資成果を目指します。

運用にあたりましては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則として、ファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により銘柄選択を行い、当社が円ベースに換算したMSCI KOKUSAI・インデックスに対しての超過収益の獲得に努めます。

なお、株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクの回避を図るための為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（参考）

「J A 海外債券マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券およびモーゲージ証券等に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したFTSE世界国債インデックス（除く日本）を上回る投資成果を目指します。

運用にあたりましては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー、ウエリントン・マネージメント香港リミテッドおよびウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッドに外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則としてファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により、割安銘柄の発掘および投資ならびに各通貨間での為替運用を行い、当社が円ベースに換算したFTSE世界国債インデックス（除く日本）に対しての超過収益の獲得に努めます。また、投資対象とする公社債は、BBBマイナス格相当以上の格付を有する投資適格債とし、格付の低下により投資不適格となった場合には、該当銘柄の流動性を考慮しつつ、速やかに売却するよう指図を行います。

なお、公社債等の主要投資証券の組入比率は原則として高位に保ちます。

組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。また、通貨に関して、外国為替の売買の予約取引を行うことにより、収益の追求に努めることもあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に株式や債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

##### 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

##### 金利変動リスク

一般に、債券は市場金利の変動の影響を受け価格が変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。債券価格の下落幅は債券の残存期間、発行体および債券の種類等によって異なります。

##### 為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は、外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか、各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

##### 信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体（国・企業等）の財政難や業績不振等により当該債券等の信用力（信用格付）が低下した場合や当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト（債務不履行）が生じた場合には、ファンドに組入れている債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落しあるいは無価値となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

##### 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### (2) その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

当ファンドはベンチマークを中長期的に上回る成果を目指しますが、仮にファンドがベンチマークを上回る成果を上げていたとしてもベンチマーク自体が下落している場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

実質的な外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないことから、基準価額は大きく変動することもあります。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

「為替ヘッジ」とは、「為替変動リスク」を軽減するために行う外国為替取引を意味します。

### （3）投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが日次ベースでポジションリスク管理およびパフォーマンス管理を行い、適宜、直属管理者に報告しています。

また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているかを日次ベースで担当ファンドマネージャーおよび直属管理者が管理を行っています。

ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

#### [ 運用管理会議 ]

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

#### [ 運用リスク管理会議 ]

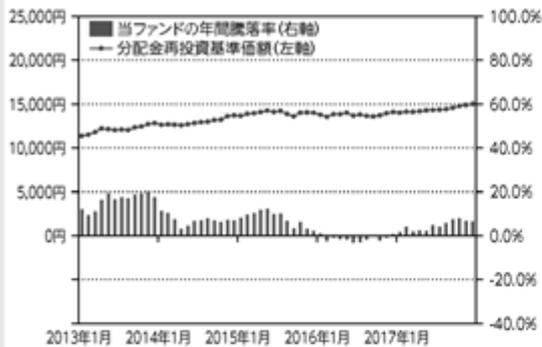
原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

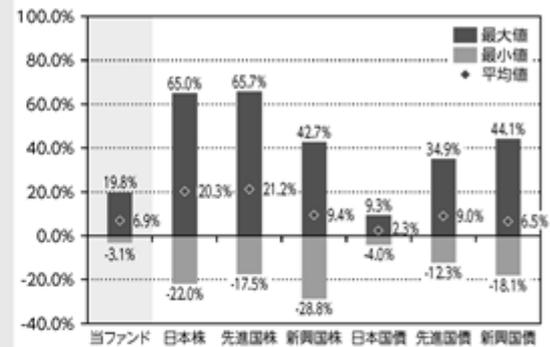
## 【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移

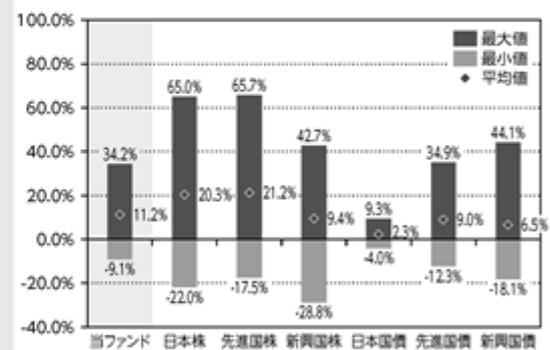
### 【安定型】



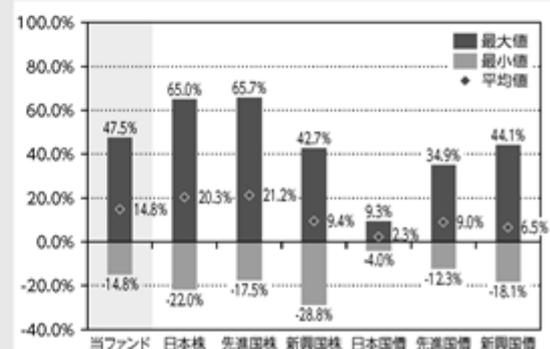
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較



### 【成長型】



### 【積極型】



## 当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

- \*2013年1月～2017年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。
- \*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

- \*2013年1月～2017年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- \*すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \*各資産クラスの指数
  - 日本株…… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
  - 先進国株… MSCIコクサイ・インデックス (税引前配当込み、円ベース)
  - 新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)
  - 日本国債… NOMURA-BPI国債
  - 先進国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国債… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は(株東京証券取引所)が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所)により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

## &lt;通常の申込&gt;の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.62%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

スイッチングによる取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

## &lt;確定拠出年金制度に基づく申込&gt;の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

## (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

## (3)【信託報酬等】

## 信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の率を乗じて得た額とします。

JA資産設計ファンド（安定型）年率 1.08%（税抜1.00%）

JA資産設計ファンド（成長型）年率1.188%（税抜1.10%）

JA資産設計ファンド（積極型）年率1.404%（税抜1.30%）

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、当該信託報酬の配分は以下のとおり（税抜）とします。

## JA資産設計ファンド（安定型）

（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.40%	0.50%	0.10%	1.00%
300億円超500億円以下	0.42%	0.50%	0.08%	1.00%
500億円超	0.44%	0.50%	0.06%	1.00%

## JA資産設計ファンド（成長型）

（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.50%	0.50%	0.10%	1.10%
300億円超500億円以下	0.52%	0.50%	0.08%	1.10%

500億円超	0.54%	0.50%	0.06%	1.10%
--------	-------	-------	-------	-------

## J A 資産設計ファンド（積極型）

（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.70%	0.50%	0.10%	1.30%
300億円超500億円以下	0.72%	0.50%	0.08%	1.30%
500億円超	0.74%	0.50%	0.06%	1.30%

信託報酬の委託者への配分は、委託した資金の運用への対価です。

信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

運用の指図範囲等（約款第16条）に規定する「J A 海外株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。

上記に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年率0.75%以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

運用の指図範囲等（約款第16条）に規定する「J A 海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。

上記に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年率0.50%以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

## （4）【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.00324%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限等を表示することができません。

（1）から（4）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## （5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

## 個人の受益者に対する課税

### 収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

### 一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

### 損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

### 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

### < 個別元本について >

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となりま

す。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

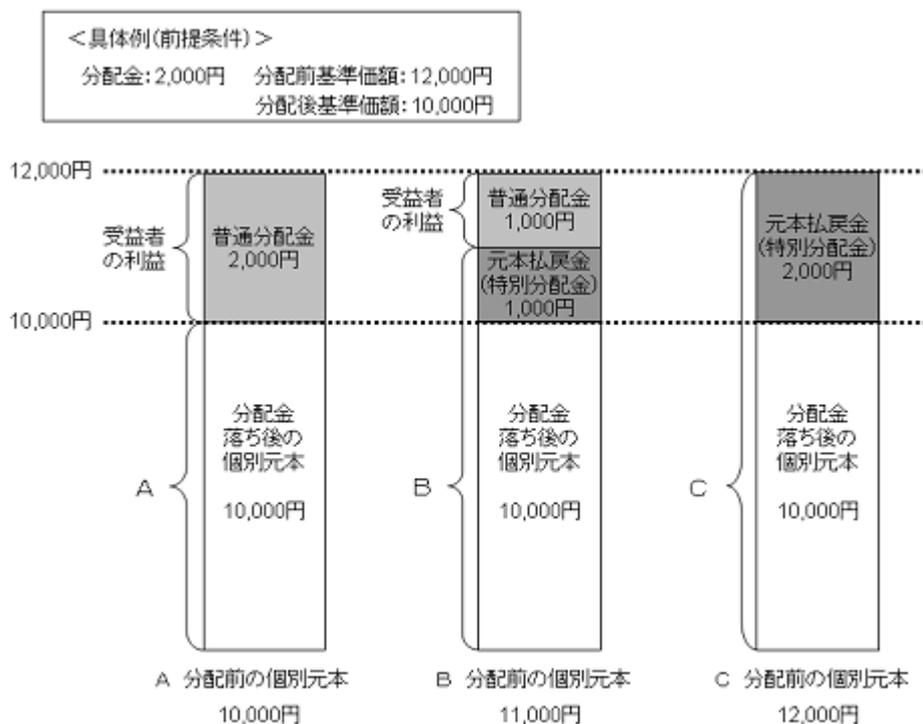
#### <収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### ＜収益分配時の個別元本のイメージ図＞



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

#### （注意）

一部解約は、スイッチングによる解約を含みます。

当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっていません。

販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

税制が改正された場合等には、上記の内容（平成29年12月29日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

確定拠出年金制度に基づく申込の場合は、同制度に係る税制が適用されます。

## 5【運用状況】

平成29年12月29日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【JA資産設計ファンド（安定型）】

## （1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	528,041,761	94.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		32,541,615	5.80
合計(純資産総額)		560,583,376	100.00

## （2）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	JA日本債券マザーファンド	238,565,829	1.3830	329,936,542	1.3848	330,365,959	58.93
2	日本	親投資信託 受益証券	JA日本株式マザーファンド	59,423,826	1.8381	109,226,935	1.9119	113,612,412	20.27
3	日本	親投資信託 受益証券	JA海外株式マザーファンド	19,284,452	2.8258	54,494,005	2.9258	56,422,449	10.06
4	日本	親投資信託 受益証券	JA海外債券マザーファンド	9,499,911	2.8865	27,421,494	2.9096	27,640,941	4.93

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	94.20
合計	94.20

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （ 3 ） 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第8計算期間末（2008年11月17日）	536,719,534	536,719,534	9,338	9,338
第9計算期間末（2009年11月16日）	612,591,510	612,591,510	9,837	9,837
第10計算期間末（2010年11月16日）	642,034,017	642,034,017	9,966	9,966
第11計算期間末（2011年11月16日）	633,424,105	633,424,105	9,554	9,554
第12計算期間末（2012年11月16日）	612,886,608	612,886,608	9,985	9,985
第13計算期間末（2013年11月18日）	612,645,494	621,410,043	11,883	12,053
第14計算期間末（2014年11月17日）	471,422,816	476,683,458	12,546	12,686
第15計算期間末（2015年11月16日）	457,239,548	461,482,117	12,933	13,053
第16計算期間末（2016年11月16日）	463,325,913	463,689,939	12,728	12,738
第17計算期間末（2017年11月16日）	575,151,889	579,807,372	13,590	13,700
2016年12月末日	470,285,169		13,010	
2017年 1月末日	471,352,698		12,945	
2月末日	480,831,332		13,031	
3月末日	492,620,654		13,018	
4月末日	497,904,656		13,087	
5月末日	504,610,597		13,184	
6月末日	515,053,819		13,233	
7月末日	521,352,292		13,253	
8月末日	520,475,781		13,308	
9月末日	532,202,610		13,453	
10月末日	583,921,121		13,650	
11月末日	589,631,343		13,626	
12月末日	560,583,376		13,743	

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第8計算期間末	2007年11月17日～2008年11月17日	0
第9計算期間末	2008年11月18日～2009年11月16日	0
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	0
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	0
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	0
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	170
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	140
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	120

第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	10
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	110

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第8計算期間末	2007年11月17日～2008年11月17日	16.1
第9計算期間末	2008年11月18日～2009年11月16日	5.3
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	1.3
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	4.1
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	4.5
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	20.7
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	6.8
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	4.0
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	1.5
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	7.6

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第8計算期間末	2007年11月17日～2008年11月17日	137,224,917	61,849,042	574,772,447
第9計算期間末	2008年11月18日～2009年11月16日	103,315,854	55,368,032	622,720,269
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	83,425,083	61,901,125	644,244,227
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	78,127,732	59,405,423	662,966,536
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	65,071,000	114,226,249	613,811,287
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	59,432,730	157,682,289	515,561,728
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	60,617,413	200,418,968	375,760,173
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	49,194,140	71,406,868	353,547,445
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	63,192,462	52,713,226	364,026,681
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	155,144,803	95,945,691	423,225,793

## 【JA資産設計ファンド（成長型）】

## （１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	701,588,845	94.56
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		40,362,962	5.44
合計(純資産総額)		741,951,807	100.00

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	JA日本株式マザーファンド	138,419,474	1.8386	254,498,045	1.9119	264,644,192	35.67
2	日本	親投資信託 受益証券	JA日本債券マザーファンド	182,769,062	1.3830	252,769,613	1.3848	253,098,597	34.11
3	日本	親投資信託 受益証券	JA海外株式マザーファンド	38,027,143	2.8263	107,476,115	2.9258	111,259,814	15.00
4	日本	親投資信託 受益証券	JA海外債券マザーファンド	24,947,155	2.8865	72,009,963	2.9096	72,586,242	9.78

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	94.56
合計	94.56

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第8計算期間末（2008年11月17日）	619,889,735	619,889,735	8,835	8,835
第9計算期間末（2009年11月16日）	750,496,564	750,496,564	9,498	9,498
第10計算期間末（2010年11月16日）	796,055,085	796,055,085	9,554	9,554
第11計算期間末（2011年11月16日）	759,327,779	759,327,779	8,917	8,917
第12計算期間末（2012年11月16日）	781,608,936	781,608,936	9,476	9,476
第13計算期間末（2013年11月18日）	790,473,390	802,304,317	12,695	12,885
第14計算期間末（2014年11月17日）	708,230,304	717,469,424	13,798	13,978
第15計算期間末（2015年11月16日）	666,224,467	674,026,609	14,516	14,686
第16計算期間末（2016年11月16日）	621,390,340	623,181,472	13,877	13,917
第17計算期間末（2017年11月16日）	713,688,197	722,351,202	15,653	15,843
2016年12月末日	641,261,038		14,447	
2017年 1月末日	634,460,946		14,396	
2月末日	637,331,172		14,517	
3月末日	640,049,636		14,492	
4月末日	636,187,885		14,584	
5月末日	648,091,148		14,802	
6月末日	650,355,379		14,942	
7月末日	654,232,750		14,983	
8月末日	666,286,168		15,049	
9月末日	676,065,880		15,369	
10月末日	704,892,371		15,760	
11月末日	722,983,062		15,722	
12月末日	741,951,807		15,952	

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第8計算期間末	2007年11月17日～2008年11月17日	0
第9計算期間末	2008年11月18日～2009年11月16日	0
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	0
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	0
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	0
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	190
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	180
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	170

第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	40
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	190

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第8計算期間末	2007年11月17日～2008年11月17日	25.6
第9計算期間末	2008年11月18日～2009年11月16日	7.5
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	0.6
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	6.7
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	6.3
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	36.0
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	10.1
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	6.4
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	4.1
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	14.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第8計算期間末	2007年11月17日～2008年11月17日	154,076,291	90,061,594	701,655,642
第9計算期間末	2008年11月18日～2009年11月16日	128,464,993	39,944,901	790,175,734
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	100,174,870	57,098,062	833,252,542
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	94,131,504	75,866,300	851,517,746
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	74,176,597	100,828,715	824,865,628
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	58,367,539	260,552,793	622,680,374
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	55,165,812	164,561,703	513,284,483
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	42,667,535	97,002,452	458,949,566
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	46,988,804	58,155,123	447,783,247
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	112,936,764	104,772,366	455,947,645

## 【JA資産設計ファンド（積極型）】

## （１）【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	765,494,704	94.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		44,190,778	5.46
合計(純資産総額)		809,685,482	100.00

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	JA日本株式マザーファンド	193,559,214	1.8398	356,124,776	1.9119	370,065,861	45.70
2	日本	親投資信託 受益証券	JA海外株式マザーファンド	68,550,698	2.8281	193,868,531	2.9258	200,565,632	24.77
3	日本	親投資信託 受益証券	JA日本債券マザーファンド	83,966,507	1.3831	116,134,233	1.3848	116,276,818	14.36
4	日本	親投資信託 受益証券	JA海外債券マザーファンド	27,009,346	2.8869	77,973,949	2.9096	78,586,393	9.71

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	94.54
合計	94.54

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （ 3 ） 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第8計算期間末（2008年11月17日）	543,687,366	543,687,366	8,007	8,007
第9計算期間末（2009年11月16日）	672,736,463	672,736,463	8,750	8,750
第10計算期間末（2010年11月16日）	695,577,839	695,577,839	8,772	8,772
第11計算期間末（2011年11月16日）	666,542,842	666,542,842	8,044	8,044
第12計算期間末（2012年11月16日）	731,945,526	731,945,526	8,657	8,657
第13計算期間末（2013年11月18日）	887,558,741	901,502,171	12,731	12,931
第14計算期間末（2014年11月17日）	781,591,252	793,077,497	14,290	14,500
第15計算期間末（2015年11月16日）	784,228,679	795,017,219	15,265	15,475
第16計算期間末（2016年11月16日）	706,853,280	709,362,858	14,083	14,133
第17計算期間末（2017年11月16日）	774,044,743	785,244,459	16,587	16,827
2016年12月末日	727,431,730		14,890	
2017年 1月末日	714,715,189		14,833	
2月末日	711,731,491		15,018	
3月末日	712,694,824		14,987	
4月末日	721,191,272		15,091	
5月末日	734,762,049		15,415	
6月末日	737,021,433		15,613	
7月末日	726,932,720		15,684	
8月末日	735,879,578		15,735	
9月末日	759,008,130		16,218	
10月末日	772,108,058		16,743	
11月末日	786,200,442		16,691	
12月末日	809,685,482		17,021	

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第8計算期間末	2007年11月17日～2008年11月17日	0
第9計算期間末	2008年11月18日～2009年11月16日	0
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	0
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	0
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	0
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	200
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	210
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	210

第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	50
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	240

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第8計算期間末	2007年11月17日～2008年11月17日	35.0
第9計算期間末	2008年11月18日～2009年11月16日	9.3
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	0.3
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	8.3
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	7.6
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	49.4
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	13.9
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	8.3
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	7.4
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	19.5

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第8計算期間末	2007年11月17日～2008年11月17日	171,514,467	65,393,537	679,029,861
第9計算期間末	2008年11月18日～2009年11月16日	129,369,362	39,544,227	768,854,996
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	100,729,146	76,610,148	792,973,994
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	89,555,835	53,911,831	828,617,998
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	79,368,846	62,535,135	845,451,709
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	62,096,723	210,376,893	697,171,539
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	57,580,274	207,787,726	546,964,087
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	48,390,698	81,614,781	513,740,004
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	36,898,645	48,722,983	501,915,666
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	56,436,777	91,697,609	466,654,834

(参考)

## J A 日本株式マザーファンド

## 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	27,173,559,120	99.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		56,676,922	0.21
合計(純資産総額)		27,230,236,042	100.00

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1,366,800	701.77	959,192,067	826.40	1,129,523,520	4.15
2	日本	株式	スズキ	輸送用機器	123,400	5,655.31	697,866,361	6,534.00	806,295,600	2.96
3	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	88,100	8,828.00	777,747,122	8,920.00	785,852,000	2.89
4	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	413,500	1,513.50	625,832,250	1,887.00	780,274,500	2.87
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	153,300	4,353.65	667,414,994	4,868.00	746,264,400	2.74
6	日本	株式	信越化学工業	化学	62,600	10,014.66	626,918,067	11,450.00	716,770,000	2.63
7	日本	株式	S Gホールディングス	陸運業	292,700	1,870.46	547,483,642	2,290.00	670,283,000	2.46
8	日本	株式	ソニー	電気機器	129,300	4,341.98	561,419,075	5,083.00	657,231,900	2.41
9	日本	株式	キーエンス	電気機器	10,200	53,073.09	541,345,518	63,120.00	643,824,000	2.36
10	日本	株式	日本電産	電気機器	37,000	12,445.11	460,469,070	15,810.00	584,970,000	2.15
11	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	94,400	5,268.47	497,343,568	5,301.00	500,414,400	1.84
12	日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	211,100	1,878.24	396,496,464	2,324.00	490,596,400	1.80
13	日本	株式	三菱商事	卸売業	153,000	2,517.03	385,105,590	3,113.00	476,289,000	1.75
14	日本	株式	任天堂	その他製品	11,500	37,704.16	433,597,845	41,190.00	473,685,000	1.74
15	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	157,900	2,203.61	347,950,620	2,800.00	442,120,000	1.62
16	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	59,000	6,229.91	367,565,078	7,213.00	425,567,000	1.56
17	日本	株式	日立製作所	電気機器	473,000	738.54	349,329,420	877.90	415,246,700	1.52
18	日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	54,000	6,158.10	332,537,400	7,240.00	390,960,000	1.44
19	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	58,700	5,974.00	350,673,800	6,401.00	375,738,700	1.38
20	日本	株式	イオン	小売業	197,200	1,686.25	332,529,706	1,902.50	375,173,000	1.38
21	日本	株式	村田製作所	電気機器	24,800	17,024.51	422,207,931	15,120.00	374,976,000	1.38
22	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	16,300	15,005.42	244,588,346	20,400.00	332,520,000	1.22
23	日本	株式	ファナック	電気機器	12,200	21,736.73	265,188,106	27,060.00	330,132,000	1.21
24	日本	株式	花王	化学	43,200	6,759.31	292,002,192	7,619.00	329,140,800	1.21
25	日本	株式	三菱地所	不動産業	167,800	1,966.30	329,945,917	1,960.00	328,888,000	1.21

26	日本	株式	麒麟ホールディングス	食料品	114,900	2,478.52	284,781,948	2,840.50	326,373,450	1.20
27	日本	株式	太平洋セメント	ガラス・土石製品	65,900	4,423.68	291,520,909	4,865.00	320,603,500	1.18
28	日本	株式	ダイキン工業	機械	24,000	11,256.69	270,160,560	13,335.00	320,040,000	1.18
29	日本	株式	富士電機	電気機器	358,000	648.73	232,248,740	849.00	303,942,000	1.12
30	日本	株式	第一興商	卸売業	51,300	5,457.72	279,981,043	5,620.00	288,306,000	1.06

## ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	3.94
		食料品	4.61
		繊維製品	0.57
		化学	7.17
		医薬品	4.34
		石油・石炭製品	0.85
		ゴム製品	0.56
		ガラス・土石製品	1.18
		鉄鋼	1.68
		非鉄金属	1.29
		金属製品	0.55
		機械	5.57
		電気機器	15.19
		輸送用機器	9.16
		その他製品	1.74
		電気・ガス業	1.53
		陸運業	3.56
		海運業	0.22
		空運業	1.42
		情報・通信業	7.25
卸売業	4.66		
小売業	4.66		
銀行業	7.48		
証券、商品先物取引業	0.90		
保険業	3.40		
不動産業	1.71		
サービス業	4.58		
合計			99.79

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## J A 日本債券マザーファンド

## 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	45,217,720,500	82.74
地方債証券	日本	3,103,209,000	5.68
特殊債券	日本	2,565,223,400	4.69
社債券	日本	3,292,541,000	6.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		474,803,499	0.87
合計(純資産総額)		54,653,497,399	100.00

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第129回利付国債(5年)	4,000,000,000	100.80	4,032,016,000	100.76	4,030,480,000	0.1	2021/9/20	7.37
2	日本	国債証券	第127回利付国債(5年)	3,900,000,000	100.66	3,925,856,000	100.69	3,926,949,000	0.1	2021/3/20	7.19
3	日本	国債証券	第379回利付国債(2年)	3,100,000,000	100.50	3,115,805,000	100.39	3,112,214,000	0.1	2019/8/15	5.69
4	日本	国債証券	第125回利付国債(5年)	2,900,000,000	100.71	2,920,590,000	100.58	2,916,907,000	0.1	2020/9/20	5.34
5	日本	国債証券	第126回利付国債(5年)	2,100,000,000	100.58	2,112,180,000	100.63	2,113,377,000	0.1	2020/12/20	3.87
6	日本	国債証券	第340回利付国債(10年)	1,700,000,000	103.25	1,755,292,000	103.32	1,756,457,000	0.4	2025/9/20	3.21
7	日本	国債証券	第338回利付国債(10年)	1,700,000,000	103.06	1,752,020,000	103.25	1,755,284,000	0.4	2025/3/20	3.21
8	日本	国債証券	第342回利付国債(10年)	1,700,000,000	100.69	1,711,889,000	100.94	1,716,048,000	0.1	2026/3/20	3.14
9	日本	国債証券	第344回利付国債(10年)	1,400,000,000	100.45	1,406,300,000	100.82	1,411,564,000	0.1	2026/9/20	2.58
10	日本	特殊債券	第203回政府保証預金保険機構債	1,300,000,000	100.28	1,303,705,000	100.27	1,303,601,000	0.1	2020/1/17	2.39
11	日本	国債証券	第346回利付国債(10年)	1,100,000,000	100.53	1,105,840,000	100.73	1,108,074,000	0.1	2027/3/20	2.03
12	日本	国債証券	第347回利付国債(10年)	1,100,000,000	100.42	1,104,620,000	100.70	1,107,777,000	0.1	2027/6/20	2.03
13	日本	国債証券	第330回利付国債(10年)	1,000,000,000	105.16	1,051,620,000	105.07	1,050,750,000	0.8	2023/9/20	1.92
14	日本	国債証券	第333回利付国債(10年)	1,000,000,000	104.17	1,041,700,000	104.20	1,042,060,000	0.6	2024/3/20	1.91
15	日本	国債証券	第160回利付国債(20年)	800,000,000	102.43	819,450,000	103.14	825,136,000	0.7	2037/3/20	1.51
16	日本	国債証券	第162回利付国債(20年)	800,000,000	100.42	803,421,000	100.79	806,392,000	0.6	2037/9/20	1.48
17	日本	国債証券	第348回利付国債(10年)	800,000,000	100.45	803,600,000	100.62	805,024,000	0.1	2027/9/20	1.47
18	日本	国債証券	第5回利付国債(40年)	600,000,000	131.14	786,858,000	133.29	799,794,000	2	2052/3/20	1.46

19	日本	国債証券	第17回利付国債 (30年)	600,000,000	132.56	795,414,000	132.70	796,236,000	2.4	2034/12/20	1.46
20	日本	国債証券	第140回利付国債 (20年)	600,000,000	120.39	722,351,000	120.39	722,382,000	1.7	2032/9/20	1.32
21	日本	地方債証券	第482回名古屋 市公債(10年)	700,000,000	103.06	721,469,000	103.12	721,847,000	0.639	2023/3/20	1.32
22	日本	国債証券	第132回利付国債 (20年)	600,000,000	119.99	719,944,000	119.95	719,748,000	1.7	2031/12/20	1.32
23	日本	地方債証券	第21回地方公共 団体金融機構債券 (20年)	600,000,000	118.54	711,270,000	118.65	711,930,000	1.812	2032/4/28	1.30
24	日本	国債証券	第158回利付国債 (20年)	700,000,000	99.32	695,283,000	100.00	700,000,000	0.5	2036/9/20	1.28
25	日本	国債証券	第156回利付国債 (20年)	700,000,000	97.99	685,972,000	98.74	691,201,000	0.4	2036/3/20	1.26
26	日本	国債証券	第152回利付国債 (20年)	600,000,000	112.59	675,563,000	112.96	677,802,000	1.2	2035/3/20	1.24
27	日本	社債券	第110回日本高 速道路保有・債務 返済機構債券	600,000,000	104.79	628,740,000	104.74	628,458,000	0.94	2023/6/20	1.15
28	日本	社債券	第39回中日本高 速道路株式会社社 債	600,000,000	104.37	626,256,000	104.01	624,102,000	1.057	2021/12/20	1.14
29	日本	地方債証券	F229回地方公 共団体金融機構債 券	600,000,000	102.99	617,988,000	103.08	618,480,000	0.635	2023/6/20	1.13
30	日本	国債証券	第148回利付国債 (20年)	500,000,000	117.55	587,750,000	117.81	589,065,000	1.5	2034/3/20	1.08

## □.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	82.74
地方債証券	5.68
特殊債券	4.69
社債券	6.02
合計	99.13

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## J A 海外株式マザーファンド

## 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	18,466,023,748	60.39
	カナダ	2,707,361,560	8.85
	ドイツ	1,179,765,856	3.86
	フランス	572,303,064	1.87
	ベルギー	392,258,457	1.28
	アイルランド	336,274,379	1.10
	イギリス	1,700,421,558	5.56
	スイス	944,436,462	3.09
	スウェーデン	542,550,538	1.77
	ケイマン	120,279,605	0.39
	オーストラリア	340,963,615	1.12
	パミュダ	675,832,397	2.21
	ニュージーランド	106,612,444	0.35
	香港	86,276,602	0.28
	シンガポール	1,464,703,633	4.79
	小計	29,636,063,918	96.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		941,171,605	3.08
合計(純資産総額)		30,577,235,523	100.00

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半 導体製造装 置	47,227	21,263.20	1,004,197,618	22,306.19	1,053,454,907	3.45
2	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	ソフトウェ ア・サービ ス	8,703	105,476.45	917,961,631	119,322.34	1,038,462,412	3.40
3	アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	139,608	7,085.10	989,136,641	6,980.00	974,465,236	3.19
4	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア 機器・サー ビス	36,621	22,395.47	820,144,507	25,173.00	921,860,799	3.01
5	シンガ ポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	435,430	1,731.20	753,816,459	2,103.80	916,058,069	3.00
6	アメリカ	株式	MONSTER BEVERAGE CORP	食品・飲 料・タバコ	119,079	6,403.70	762,547,383	7,109.96	846,646,927	2.77
7	カナダ	株式	BARRICK GOLD CORP	素材	511,141	1,820.94	930,759,798	1,632.85	834,616,582	2.73

8	アメリカ	株式	KLA-TENCOR CORPORATION	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	68,440	11,662.65	798,192,253	12,187.05	834,081,702	2.73
9	アメリカ	株式	MCKESSON CORP	ヘルスケア機器・サービス	45,508	16,771.46	763,235,602	17,823.49	811,111,383	2.65
10	アメリカ	株式	CAMPBELL SOUP CO	食品・飲料・タバコ	143,748	5,356.32	769,960,767	5,475.97	787,161,173	2.57
11	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	129,902	5,379.93	698,863,667	6,037.58	784,295,016	2.56
12	ドイツ	株式	E.ON SE	公益事業	541,947	1,259.83	682,761,479	1,225.39	664,096,509	2.17
13	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	66,793	8,493.08	567,278,293	9,686.36	646,981,044	2.12
14	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	123,712	5,162.45	638,657,898	5,222.85	646,130,456	2.11
15	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	67,214	9,324.76	626,754,419	9,610.64	645,970,229	2.11
16	カナダ	株式	BANK OF NOVA SCOTIA	銀行	86,276	7,091.14	611,796,049	7,357.90	634,811,043	2.08
17	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	129,195	4,777.21	617,192,652	4,724.52	610,385,653	2.00
18	イギリス	株式	BT GROUP PLC	電気通信サービス	1,492,244	412.01	614,834,157	406.23	606,206,702	1.98
19	アメリカ	株式	EXELON CORP	公益事業	134,967	4,226.19	570,397,535	4,440.89	599,374,950	1.96
20	アメリカ	株式	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	ソフトウェア・サービス	69,552	8,141.30	566,244,205	8,067.07	561,080,853	1.83
21	シンガポール	株式	BROADCOM LTD	半導体・半導体製造装置	18,644	30,107.60	561,326,202	29,427.45	548,645,564	1.79
22	イギリス	株式	DIAGEO PLC	食品・飲料・タバコ	133,507	3,731.46	498,176,154	4,094.29	546,616,741	1.79
23	アメリカ	株式	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	食品・生活必需品小売り	64,702	8,453.41	546,952,724	8,242.21	533,288,118	1.74
24	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	81,951	7,456.87	611,097,954	6,395.80	524,142,206	1.71
25	バミューダ	株式	XL GROUP LTD	保険	129,454	4,426.21	572,990,590	3,996.81	517,403,042	1.69
26	フランス	株式	CAP GEMINI SA	ソフトウェア・サービス	35,659	13,299.49	474,246,771	13,342.86	475,793,301	1.56
27	アメリカ	株式	MICROSEMI CORP	半導体・半導体製造装置	69,951	5,677.11	397,120,221	5,897.47	412,533,924	1.35
28	カナダ	株式	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	銀行	36,914	10,787.20	398,198,762	11,007.18	406,319,098	1.33
29	アメリカ	株式	POST HOLDINGS INC	食品・飲料・タバコ	45,691	8,897.21	406,522,445	8,868.24	405,198,754	1.33
30	アメリカ	株式	EDISON INTERNATIONAL	公益事業	53,126	7,405.11	393,404,098	7,225.22	383,847,038	1.26

## ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	1.15
		素材	4.18
		資本財	0.43
		運輸	1.62
		耐久消費財・アパレル	0.73
		消費者サービス	1.07
		メディア	1.53
		小売	1.06
		食品・生活必需品小売り	2.73
		食品・飲料・タバコ	10.76
		ヘルスケア機器・サービス	8.38
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.77
		銀行	6.72
		保険	4.68
		不動産	0.44
		ソフトウェア・サービス	12.36
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.72
		電気通信サービス	5.68
		公益事業	9.73
		半導体・半導体製造装置	10.18
合計			96.92

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## J A 海外債券マザーファンド

## 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	5,966,069,425	31.07
	カナダ	312,248,993	1.63
	メキシコ	158,539,990	0.83
	ドイツ	1,002,579,324	5.22
	イタリア	1,887,039,580	9.83
	フランス	1,862,248,658	9.70
	オランダ	493,216,369	2.57
	スペイン	1,135,611,037	5.91
	ベルギー	456,269,188	2.38
	オーストリア	287,957,952	1.50
	フィンランド	103,797,889	0.54
	アイルランド	200,484,361	1.04
	イギリス	1,373,314,536	7.15
	スイス	35,949,625	0.19
	スウェーデン	97,799,868	0.51
	ノルウェー	111,770,355	0.58
	デンマーク	130,137,186	0.68
	ポーランド	130,346,851	0.68
	オーストラリア	1,026,859,153	5.35
	ニュージーランド	202,841,929	1.06
シンガポール	85,024,821	0.44	
	小計	17,060,107,090	88.86
特殊債券	ドイツ	28,716,572	0.15
社債券	アメリカ	801,844,228	4.18
	カナダ	36,855,273	0.19
	フランス	40,720,761	0.21
	オランダ	60,810,684	0.32
	スペイン	57,691,060	0.30
	ルクセンブルク	54,839,581	0.29
	イギリス	58,190,109	0.30
		小計	1,110,951,696
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		999,826,985	5.21
合計(純資産総額)		19,199,602,343	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建		4,208,589,517	21.92
	売建		4,216,196,628	21.96

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.125 210515	6,790,000	11,846.89	804,404,333	11,686.67	793,525,212	3.125	2021/5/15	4.13
2	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.0 451115	6,275,000	11,756.85	737,742,351	11,834.10	742,590,138	3	2045/11/15	3.87
3	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.0 190930	6,600,000	11,181.62	737,987,528	11,129.61	734,554,828	1	2019/9/30	3.83
4	オーストラ リア	国債証券	AUD GOV 2.25 221121	6,895,000	8,834.83	609,162,103	8,757.25	603,812,801	2.25	2022/11/21	3.14
5	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.0 221130	5,240,000	11,201.82	586,975,537	11,188.76	586,291,171	2	2022/11/30	3.05
6	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 201115	3,520,000	11,623.11	409,133,549	11,497.75	404,720,800	2.625	2020/11/15	2.11
7	ドイツ	国債証券	OBL 0 200417	2,825,000	13,726.09	387,762,234	13,675.38	386,329,664	0	2020/4/17	2.01
8	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.25 190131	3,435,000	11,268.63	387,077,675	11,227.17	385,653,340	1.25	2019/1/31	2.01
9	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.0 261115	3,465,000	10,976.54	380,337,173	10,915.54	378,223,464	2	2026/11/15	1.97
10	フランス	国債証券	OAT 2.25 240525	2,175,000	15,394.38	334,827,918	15,334.37	333,522,747	2.25	2024/5/25	1.74
11	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.875 190615	2,965,000	11,186.55	331,681,483	11,137.56	330,228,728	0.875	2019/6/15	1.72
12	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.5 360215	2,140,000	14,627.40	313,026,451	14,524.47	310,823,821	4.5	2036/2/15	1.62
13	イギリス	国債証券	GILT 0.75 230722	1,895,000	15,039.13	284,991,683	15,088.60	285,929,057	0.75	2023/7/22	1.49
14	イタリア	国債証券	BTPS 3.5 300301	1,770,000	15,170.37	268,515,604	15,236.29	269,682,356	3.5	2030/3/1	1.40
15	フランス	国債証券	OAT 0 200525	1,905,000	13,672.05	260,452,616	13,642.79	259,895,308	0	2020/5/25	1.35
16	オーストラ リア	国債証券	AUD GOV 4.25 260421	2,470,000	9,881.72	244,078,711	9,885.33	244,167,854	4.25	2026/4/21	1.27
17	ドイツ	国債証券	BUND 1.5 220904	1,625,000	14,728.02	239,330,428	14,604.34	237,320,530	1.5	2022/9/4	1.24
18	ドイツ	国債証券	BUND 2.5 440704	1,290,000	17,613.97	227,220,257	17,624.24	227,352,741	2.5	2044/7/4	1.18
19	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.625 440215	1,675,000	13,100.05	219,425,939	13,172.00	220,631,054	3.625	2044/2/15	1.15
20	イギリス	国債証券	GILT 2.0 200722	1,335,000	15,792.99	210,836,539	15,781.52	210,683,385	2	2020/7/22	1.10
21	ニュージ ーランド	国債証券	NZDGOV 5.5 230415	2,180,000	9,264.02	201,955,708	9,304.67	202,841,929	5.5	2023/4/15	1.06
22	オランダ	国債証券	NETHER 1.25 190115	1,450,000	13,830.94	200,548,705	13,764.82	199,589,956	1.25	2019/1/15	1.04

23	スペイン	国債証券	SPA GOVT 5.5 210430	1,235,000	16,082.39	198,617,542	15,946.35	196,937,534	5.5	2021/4/30	1.03
24	フランス	国債証券	OAT 4.75 350425	920,000	20,950.78	192,747,217	21,044.37	193,608,285	4.75	2035/4/25	1.01
25	フランス	国債証券	OAT 3.25 450525	951,000	18,271.30	173,760,131	18,334.87	174,364,686	3.25	2045/5/25	0.91
26	イタリア	国債証券	BTPS 2.5 190501	1,235,000	14,059.39	173,633,572	13,989.71	172,772,987	2.5	2019/5/1	0.90
27	オーストラ リア	国債証券	AUD GOV 2.75 271121	1,815,000	8,827.95	160,227,369	8,872.72	161,039,930	2.75	2027/11/21	0.84
28	イギリス	国債証券	GILT 1.25 270722	1,045,000	15,156.23	158,382,659	15,222.80	159,078,332	1.25	2027/7/22	0.83
29	アメリカ	国債証券	T-BOND 3 441115	1,305,000	11,752.44	153,369,350	11,836.74	154,469,587	3	2044/11/15	0.80
30	フランス	国債証券	OAT 1 270525	1,045,000	13,962.86	145,911,979	13,971.67	146,003,993	1	2027/5/25	0.76

## ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	88.86
特殊債券	0.15
社債券	5.79
合計	94.79

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (％)
為替予約取引	米ドル	買建	21,683,598.69	2,412,820,918	2,448,295,121	12.75
	カナダドル	買建	6,892,000.00	608,682,834	619,590,800	3.23
	ユーロ	買建	3,834,274.58	510,834,741	517,320,326	2.69
	英ポンド	買建	468,000.00	71,103,913	71,089,200	0.37
	スウェーデンクローネ	買建	12,940,000.00	172,540,794	177,278,000	0.92
	ノルウェークローネ	買建	2,220,000.00	29,953,075	30,391,800	0.16
	オーストラリアドル	買建	1,052,000.00	88,747,232	92,681,200	0.48
	ニュージーランドドル	買建	598,000.00	46,993,428	47,911,760	0.25
	シンガポールドル	買建	1,097,000.00	90,534,027	92,619,710	0.48
	南アフリカランド	買建	12,270,000.00	99,701,872	111,411,600	0.58
	米ドル	売建	15,316,486.99	1,719,091,916	1,729,384,536	9.01
	カナダドル	売建	6,024,583.45	524,018,268	541,610,052	2.82
	メキシコペソ	売建	1,294,000.00	7,738,120	7,388,740	0.04
	ユーロ	売建	3,555,000.00	471,509,450	479,640,600	2.50
	英ポンド	売建	1,853,000.00	276,203,340	281,470,700	1.47
	ノルウェークローネ	売建	4,691,000.00	63,938,330	64,219,790	0.33
	デンマーククローネ	売建	740,000.00	13,201,600	13,408,800	0.07

ポーランドズロチ	売建	520,000.00	16,328,000	16,775,200	0.09
オーストラリアドル	売建	8,791,000.00	744,572,210	774,487,100	4.03
ニュージーランドドル	売建	3,668,000.00	281,702,400	293,880,160	1.53
シンガポールドル	売建	165,000.00	13,609,200	13,930,950	0.07

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

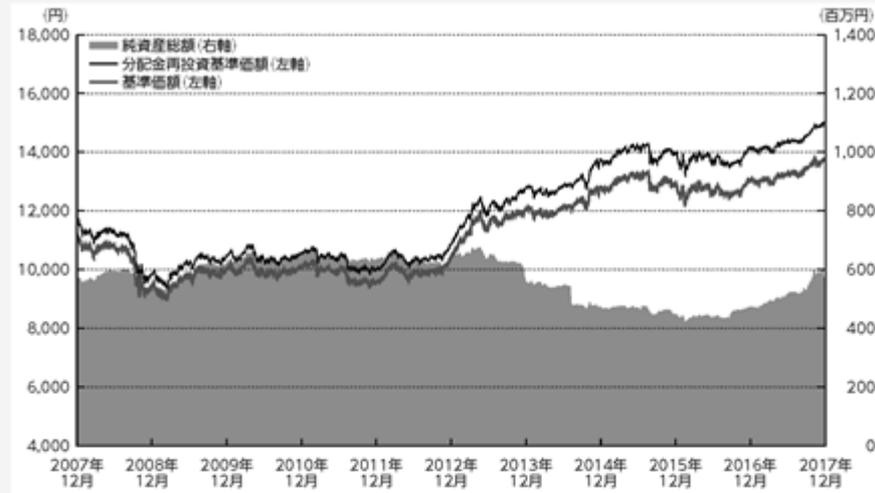
## &lt; 参考情報 &gt;

交付目論見書の運用実績（平成29年12月末現在）

2017年12月末現在

## 【安定型】

## 基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

## 分配の推移

決算期/年月日	分配金
13期 2013年11月18日	170円
14期 2014年11月17日	140円
15期 2015年11月16日	120円
16期 2016年11月16日	10円
17期 2017年11月16日	110円

設定来累計	1,050円
-------	--------

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

## 主要な資産の状況

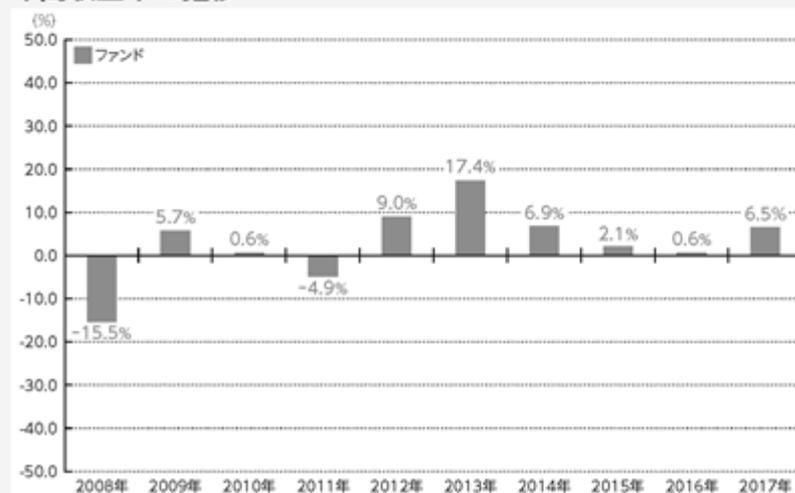
## JA資産設計ファンド(安定型)

## 《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率 (%)
JA日本株式マザーファンド	20.3
JA日本債券マザーファンド	58.9
JA海外株式マザーファンド	10.1
JA海外債券マザーファンド	4.9
短期資産等	5.8

・組入比率は、ベビーファンドの純資産総額に対する比率です。  
 ・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

## 年間収益率の推移



・2017年は1月から12月までの騰落率を表示。

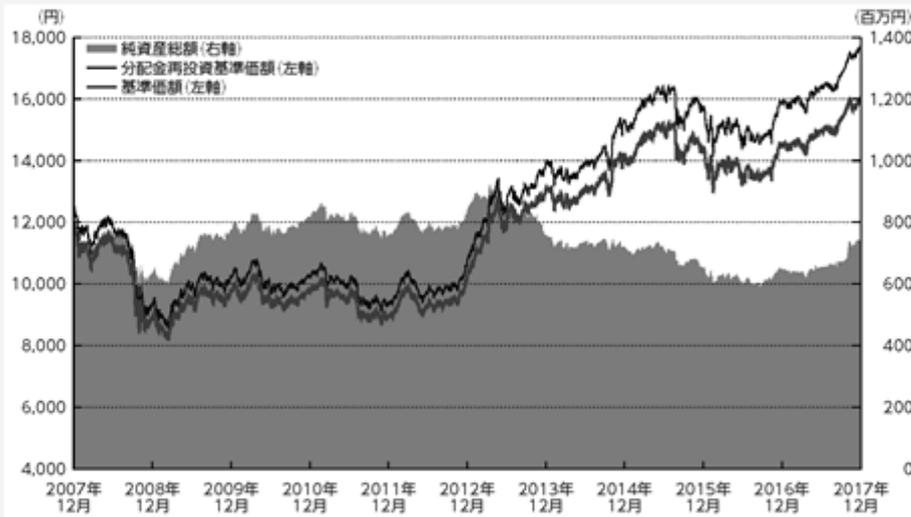
・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

## 【成長型】

## 基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

## 分配の推移

決算期／年月日	分配金
13期 2013年 11月 18日	190円
14期 2014年 11月 17日	180円
15期 2015年 11月 16日	170円
16期 2016年 11月 16日	40円
17期 2017年 11月 16日	190円

設定来累計 1,340円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

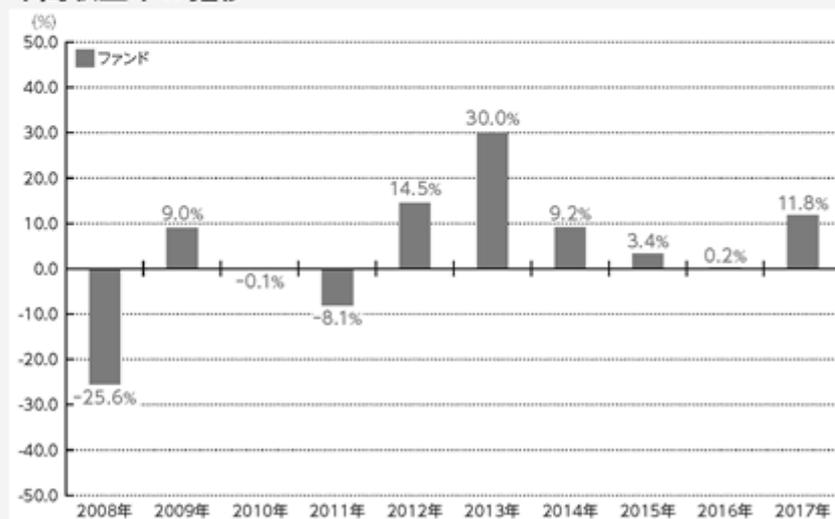
## 主要な資産の状況

JA資産設計ファンド(成長型)  
《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA日本株式マザーファンド	35.7
JA日本債券マザーファンド	34.1
JA海外株式マザーファンド	15.0
JA海外債券マザーファンド	9.8
短期資産等	5.4

・組入比率は、ベビーフンドの純資産総額に対する比率です。  
・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

## 年間収益率の推移



・2017年は1月から12月までの騰落率を表示。  
・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

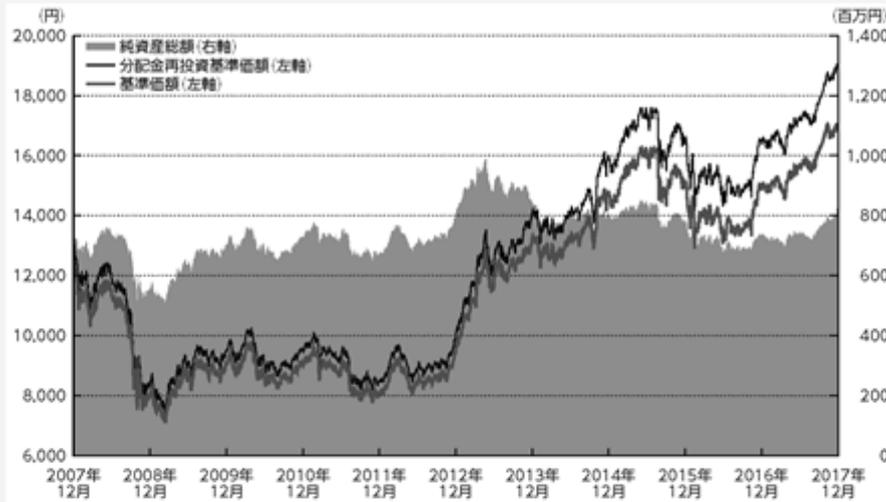
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

2017年12月末現在

## 【積極型】

## 基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

## 分配の推移

決算期／年月日	分配金
13期 2013年 11月 18日	200円
14期 2014年 11月 17日	210円
15期 2015年 11月 16日	210円
16期 2016年 11月 16日	50円
17期 2017年 11月 16日	240円

設定来累計	1,510円
-------	--------

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

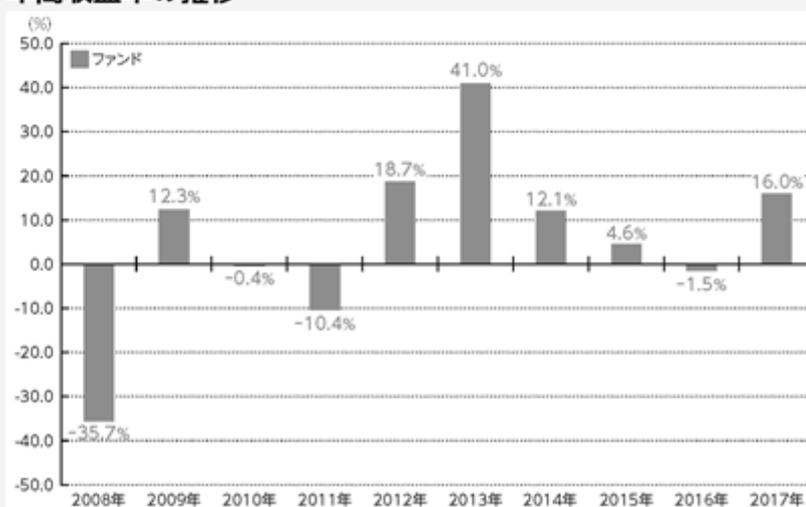
## 主要な資産の状況

JA資産設計ファンド(積極型)  
(資産の組入比率)

資産の種類	組入比率(%)
JA日本株式マザーファンド	45.7
JA日本債券マザーファンド	14.4
JA海外株式マザーファンド	24.8
JA海外債券マザーファンド	9.7
短期資産等	5.5

・組入比率は、ベビーファンドの純資産総額に対する比率です。  
・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

## 年間収益率の推移



・2017年は1月から12月までの騰落率を表示。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

2017年12月末現在

## (参考)マザーファンド

### 主要な資産の状況

《組入上位10銘柄》

#### JA日本株式マザーファンド

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.1
2	スズキ	輸送用機器	3.0
3	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.9
4	いすゞ自動車	輸送用機器	2.9
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.7
6	信越化学工業	化学	2.6
7	SGホールディングス	陸運業	2.5
8	ソニー	電気機器	2.4
9	キーエンス	電気機器	2.4
10	日本電産	電気機器	2.1

#### JA日本債券マザーファンド

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	第129回利付国債(5年)	0.1	2021/ 9/20	7.4	国債
2	第127回利付国債(5年)	0.1	2021/ 3/20	7.2	国債
3	第379回利付国債(2年)	0.1	2019/ 8/15	5.7	国債
4	第125回利付国債(5年)	0.1	2020/ 9/20	5.3	国債
5	第126回利付国債(5年)	0.1	2020/12/20	3.9	国債
6	第340回利付国債(10年)	0.4	2025/ 9/20	3.2	国債
7	第338回利付国債(10年)	0.4	2025/ 3/20	3.2	国債
8	第342回利付国債(10年)	0.1	2026/ 3/20	3.1	国債
9	第344回利付国債(10年)	0.1	2026/ 9/20	2.6	国債
10	第203回政府保証預金保険機構債	0.1	2020/ 1/17	2.4	特殊債

#### JA海外株式マザーファンド

	銘柄名	国名	通貨	業種	組入比率(%)
1	NVIDIA CORP	アメリカ	米ドル	半導体・半導体製造装置	3.4
2	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	米ドル	ソフトウェア・サービス	3.4
3	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	アメリカ	米ドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.2
4	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	米ドル	ヘルスケア機器・サービス	3.0
5	DBS GROUP HOLDINGS LTD	シンガポール	シンガポールドル	銀行	3.0
6	MONSTER BEVERAGE CORP	アメリカ	米ドル	食品・飲料・タバコ	2.8
7	BARRICK GOLD CORP	カナダ	米ドル	素材	2.7
8	KLA-TENCOR CORPORATION	アメリカ	米ドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.7
9	MCKESSON CORP	アメリカ	米ドル	ヘルスケア機器・サービス	2.7
10	CAMPBELL SOUP CO	アメリカ	米ドル	食品・飲料・タバコ	2.6

#### JA海外債券マザーファンド

	銘柄名	国名	通貨	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	T-NOTE 3.125 210515	アメリカ	米ドル	3.125	2021/ 5/15	4.1	国債
2	T-BOND 3.0 451115	アメリカ	米ドル	3.0	2045/11/15	3.9	国債
3	T-NOTE 1.0 190930	アメリカ	米ドル	1.0	2019/ 9/30	3.8	国債
4	AUD GOV 2.25 221121	オーストラリア	オーストラリアドル	2.25	2022/11/21	3.1	国債
5	T-NOTE 2.0 221130	アメリカ	米ドル	2.0	2022/11/30	3.1	国債
6	T-NOTE 2.625 201115	アメリカ	米ドル	2.625	2020/11/15	2.1	国債
7	OBL 0 200417	ドイツ	ユーロ	0	2020/ 4/17	2.0	国債
8	T-NOTE 1.25 190131	アメリカ	米ドル	1.25	2019/ 1/31	2.0	国債
9	T-NOTE 2.0 261115	アメリカ	米ドル	2.0	2026/11/15	2.0	国債
10	OAT 2.25 240525	フランス	ユーロ	2.25	2024/ 5/25	1.7	国債

・組入比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。  
継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### （2）取得申込

##### < 通常の申込 > の場合

（イ）当ファンドの取得申込については、原則として午後3時までに取得の申し込みが行われ、かつ、当該取得申込の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の申し込みとします。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ロ）当ファンドは、収益分配を行った場合、税金を差し引いた後、収益分配金を無手数料で再投資を行う「分配金再投資（累積投資）」専用のファンドです。

このため、取得申込者は、販売会社との間で、「J A 資産設計ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ハ）当ファンドを保有している場合、スイッチングの申し込みを受け付けます。スイッチングの申し込みの際は、一部解約の実行を請求するファンドと取得申込を行うファンドをご指示ください。

この場合の一部解約の実行の請求と取得申込は、通常の場合と同様となりますが、申込単位は1口単位とし、申込手数料はかかりません。

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

##### < 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

#### （3）申込単位

##### < 通常の申込 > の場合

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、スイッチングによる取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

##### < 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

各ファンドにつき、1円以上1円単位とします。

#### （4）申込手数料

### < 通常の申込 > の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.62%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

スイッチングによる取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

### < 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

## (5) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

## 2【換金（解約）手続等】

### (1) 一部解約申込

#### < 通常の申込 > の場合

(イ) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（スイッチングによる一部解約の実行の請求の場合を含みます。）

(ロ) 原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の一部解約の実行の請求として受け付けるものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために、大口の一部解約の実行の請求の場合は別途制限を設ける場合があります。

(ハ) 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記(2)に準じて計算された価額とします。

(ニ) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権

の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

確定拠出年金制度に係る手続きに従います。

## (2) 解約価額

解約価額<sup>1</sup>は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額<sup>2</sup>（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.20%)

2 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
 <ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

## (3) 一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。  
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

#### a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第7条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

また、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

#### b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

株式	原則として、時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。
公社債等	原則として、時価により評価しております。 時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額  （注）残存期間が1年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

### c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。

（JA資産設計ファンド（安定型）の表示は、「JA安定」です。）

（JA資産設計ファンド（成長型）の表示は、「JA成長」です。）

（JA資産設計ファンド（積極型）の表示は、「JA積極」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

### （2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

### （3）【信託期間】

信託期間（約款第3条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第48条第7項、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託契約終了の日まで）とします。

### （4）【計算期間】

信託の計算期間（約款第38条）

a. この信託の計算期間は、原則として毎年11月17日から翌年11月16日までとします。

ただし、第1計算期間は、平成13年2月20日から平成13年11月16日までとします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

### （5）【その他】

#### a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の一部解約（約款第48条第7項から第12項）

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回るようになった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (ロ) 信託契約の解約（約款第49条）

委託者は、約款第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (ハ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第50条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

#### (ニ) 委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い（約款第51条）

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第53条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第54条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

##### (イ) 信託契約に関する監督官庁の命令(約款第50条第2項)

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第54条の規定に従います。

##### (ロ) 信託約款の変更(約款第54条)

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### c. その他の契約の変更

##### < 募集・販売の取扱い等に関する契約 >

委託者と販売会社(取次登録金融機関は除きます。)との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

##### < 運用の権限委託に関する契約 >

親投資信託の運用における投資顧問会社との投資運用委託契約は、親投資信託の信託期間終了まで継続します。

ただし、委託者、投資顧問会社が法令等に違反したとき、重大な契約違反を行ったとき、その他契約を継続することが困難となった場合には、相手方に通知を行うことにより契約の終了又は契約内容の変更を行うことができます。

上記の終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

#### d. 運用報告書等

##### < 運用報告書 >

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

< 有価証券報告書および半期報告書 >

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

< 臨時報告書 >

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e . 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第52条）

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f . 公告（約款第56条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g . 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第57条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h . 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

(イ) 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

当ファンドの収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。

受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金（委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、累積投資契約に基づき、各受益者に対し遅滞なく、収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日)までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

#### (八) 買戻し(一部解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

(注)取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### (二) 反対者の買取請求権(約款第55条)

約款第48条もしくは約款第49条に規定する信託契約の解約または約款第54条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第48条第9項および約款第49条第3項または約款第54条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

上記の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

#### (ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権(投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項)

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成28年11月17日から平成29年11月16日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。



## 1【財務諸表】

## 【JA資産設計ファンド（安定型）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第16期 平成28年11月16日現在	第17期 平成29年11月16日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	23,158,837	41,519,971
親投資信託受益証券	443,226,252	542,961,118
未収入金	1,043,713	460,465
流動資産合計	467,428,802	584,941,554
資産合計	467,428,802	584,941,554
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	364,026	4,655,483
未払解約金	1,310,988	2,231,803
未払受託者報酬	241,363	288,616
未払委託者報酬	2,172,198	2,597,418
未払利息	43	81
その他未払費用	14,271	16,264
流動負債合計	4,102,889	9,789,665
負債合計	4,102,889	9,789,665
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	364,026,681	423,225,793
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	99,299,232	151,926,096
（分配準備積立金）	60,818,762	70,800,522
元本等合計	463,325,913	575,151,889
純資産合計	463,325,913	575,151,889
負債純資産合計	467,428,802	584,941,554

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期		第17期	
	自	平成27年11月17日 至 平成28年11月16日	自	平成28年11月17日 至 平成29年11月16日
<b>営業収益</b>				
受取利息		3,185		233
有価証券売買等損益		1,815,734		42,882,389
<b>営業収益合計</b>		<b>1,812,549</b>		<b>42,882,622</b>
<b>営業費用</b>				
支払利息		6,999		15,825
受託者報酬		478,596		545,513
委託者報酬		4,307,199		4,909,493
その他費用		15,506		19,206
<b>営業費用合計</b>		<b>4,808,300</b>		<b>5,490,037</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>		<b>6,620,849</b>		<b>37,392,585</b>
経常利益又は経常損失（ ）		6,620,849		37,392,585
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>		<b>6,620,849</b>		<b>37,392,585</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,014,343		4,919,776
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>		<b>103,692,103</b>		<b>99,299,232</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額		16,860,022		51,649,512
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		16,860,022		51,649,512
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>		<b>15,282,361</b>		<b>26,839,974</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		15,282,361		26,839,974
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		364,026		4,655,483
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>		<b>99,299,232</b>		<b>151,926,096</b>

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目		第16期 平成28年11月16日現在	第17期 平成29年11月16日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	353,547,445円	364,026,681円
	期中追加設定元本額	63,192,462円	155,144,803円
	期中一部解約元本額	52,713,226円	95,945,691円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	364,026,681口	423,225,793口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.2728円 (12,728円)	1.3590円 (13,590円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第16期 自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日	第17期 自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、J A 海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、J A 海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(555,005円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(65,073,971円)及び分配準備積立金(60,627,783円)より、分配対象収益は126,256,759円(一万口当たり3,468.34円)であり、うち364,026円(一万口当たり10円)を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,929,534円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(22,715,245円)、信託約款に規定される収益調整金(98,952,614円)及び分配準備積立金(47,811,226円)より、分配対象収益は174,408,619円(一万口当たり4,120.94円)であり、うち4,655,483円(一万口当たり110円)を分配いたしました。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第16期 自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日	第17期 自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期 平成28年11月16日現在	第17期 平成29年11月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第16期(自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	552,713
合計	552,713

第17期(自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	33,199,857
合計	33,199,857

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	J A 日本株式マザーファンド	61,770,973	113,528,871	
	J A 日本債券マザーファンド	248,845,035	344,227,336	
	J A 海外株式マザーファンド	20,052,231	56,643,542	
	J A 海外債券マザーファンド	9,893,782	28,561,369	
合計		340,562,021	542,961,118	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 【JA資産設計ファンド（成長型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16期 平成28年11月16日現在	第17期 平成29年11月16日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	32,193,938	42,647,045
親投資信託受益証券	594,850,522	683,715,824
未収入金	1,121,401	-
流動資産合計	628,165,861	726,362,869
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	1,791,132	8,663,005
未払解約金	1,335,061	-
未払受託者報酬	329,938	362,786
未払委託者報酬	3,299,306	3,627,748
未払利息	59	84
その他未払費用	20,025	21,049
流動負債合計	6,775,521	12,674,672
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	447,783,247	455,947,645
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	173,607,093	257,740,552
（分配準備積立金）	139,061,473	156,452,697
元本等合計	621,390,340	713,688,197
純資産合計	621,390,340	713,688,197
負債純資産合計	628,165,861	726,362,869

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期		第17期	
	自	平成27年11月17日 至 平成28年11月16日	自	平成28年11月17日 至 平成29年11月16日
<b>営業収益</b>				
受取利息		4,723		301
有価証券売買等損益		20,097,971		94,216,922
営業収益合計		20,093,248		94,217,223
<b>営業費用</b>				
支払利息		10,115		19,997
受託者報酬		669,722		704,532
委託者報酬		6,697,090		7,045,207
その他費用		21,812		24,684
営業費用合計		7,398,739		7,794,420
営業利益又は営業損失（ ）		27,491,987		86,422,803
経常利益又は経常損失（ ）		27,491,987		86,422,803
当期純利益又は当期純損失（ ）		27,491,987		86,422,803
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		3,658,302		10,570,536
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		207,274,901		173,607,093
剰余金増加額又は欠損金減少額		17,942,466		58,270,306
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		17,942,466		58,270,306
剰余金減少額又は欠損金増加額		25,985,457		41,326,109
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		25,985,457		41,326,109
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		1,791,132		8,663,005
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		173,607,093		257,740,552

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目		第16期 平成28年11月16日現在	第17期 平成29年11月16日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	458,949,566円	447,783,247円
	期中追加設定元本額	46,988,804円	112,936,764円
	期中一部解約元本額	58,155,123円	104,772,366円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	447,783,247口	455,947,645口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.3877円 (13,877円)	1.5653円 (15,653円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第16期 自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日	第17期 自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、J A 海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、J A 海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,185,750円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(122,779,231円)及び分配準備積立金(138,666,855円)より、分配対象収益は263,631,836円(一万口当たり5,887.49円)であり、うち1,791,132円(一万口当たり40円)を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,731,156円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(46,620,037円)、信託約款に規定される収益調整金(157,307,546円)及び分配準備積立金(109,764,509円)より、分配対象収益は322,423,248円(一万口当たり7,071.50円)であり、うち8,663,005円(一万口当たり190円)を分配いたしました。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第16期 自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日	第17期 自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期 平成28年11月16日現在	第17期 平成29年11月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （有価証券に関する注記）

第16期(自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	15,993,278
合計	15,993,278

第17期(自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	75,323,678
合計	75,323,678

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	J A 日本株式マザーファンド	135,687,220	249,379,541	
	J A 日本債券マザーファンド	183,601,010	253,975,277	
	J A 海外株式マザーファンド	38,189,919	107,878,883	
	J A 海外債券マザーファンド	25,108,121	72,482,123	
合計		382,586,270	683,715,824	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 【JA資産設計ファンド（積極型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16期 平成28年11月16日現在	第17期 平成29年11月16日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	33,344,627	44,754,338
親投資信託受益証券	681,099,356	745,788,435
流動資産合計	714,443,983	790,542,773
資産合計	714,443,983	790,542,773
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	2,509,578	11,199,716
未払解約金	152,227	-
未払受託者報酬	377,365	405,741
未払委託者報酬	4,528,297	4,868,815
未払利息	62	88
その他未払費用	23,174	23,670
流動負債合計	7,590,703	16,498,030
負債合計	7,590,703	16,498,030
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	501,915,666	466,654,834
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	204,937,614	307,389,909
（分配準備積立金）	204,559,336	231,717,669
元本等合計	706,853,280	774,044,743
純資産合計	706,853,280	774,044,743
負債純資産合計	714,443,983	790,542,773

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期		第17期	
	自	平成27年11月17日 至 平成28年11月16日	自	平成28年11月17日 至 平成29年11月16日
<b>営業収益</b>				
受取利息		5,484		281
有価証券売買等損益		49,341,603		141,596,018
営業収益合計		49,336,119		141,596,299
<b>営業費用</b>				
支払利息		10,675		19,676
受託者報酬		774,690		791,787
委託者報酬		9,296,046		9,501,273
その他費用		25,070		27,352
営業費用合計		10,106,481		10,340,088
営業利益又は営業損失（ ）		59,442,600		131,256,211
経常利益又は経常損失（ ）		59,442,600		131,256,211
当期純利益又は当期純損失（ ）		59,442,600		131,256,211
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		6,209,980		11,194,396
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		270,488,675		204,937,614
剰余金増加額又は欠損金減少額		15,540,411		31,220,818
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		15,540,411		31,220,818
剰余金減少額又は欠損金増加額		25,349,274		37,630,622
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		25,349,274		37,630,622
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		2,509,578		11,199,716
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		204,937,614		307,389,909

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目		第16期 平成28年11月16日現在	第17期 平成29年11月16日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	513,740,004円	501,915,666円
	期中追加設定元本額	36,898,645円	56,436,777円
	期中一部解約元本額	48,722,983円	91,697,609円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	501,915,666口	466,654,834口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.4083円 (14,083円)	1.6587円 (16,587円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第16期 自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日	第17期 自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、J A 海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、J A 海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,716,832円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(168,849,371円)及び分配準備積立金(204,352,082円)より、分配対象収益は375,918,285円(一万口当たり7,489.67円)であり、うち2,509,578円(一万口当たり50円)を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,663,688円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(62,216,368円)、信託約款に規定される収益調整金(178,469,554円)及び分配準備積立金(169,037,329円)より、分配対象収益は421,386,939円(一万口当たり9,029.95円)であり、うち11,199,716円(一万口当たり240円)を分配いたしました。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第16期 自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日	第17期 自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期 平成28年11月16日現在	第17期 平成29年11月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第16期(自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	42,051,559
合計	42,051,559

第17期(自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	123,793,909
合計	123,793,909

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （４）【附属明細表】

## 第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	J A 日本株式マザーファンド	197,737,758	363,422,225	
	J A 日本債券マザーファンド	82,324,484	113,879,458	
	J A 海外株式マザーファンド	67,979,621	192,028,833	
	J A 海外債券マザーファンド	26,485,354	76,457,919	
合計		374,527,217	745,788,435	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考情報）

当ファンドは、「J A日本株式マザーファンド」受益証券、「J A日本債券マザーファンド」受益証券、「J A海外株式マザーファンド」受益証券及び「J A海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

## 「J A日本株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## （1）貸借対照表

	平成28年11月16日現在	平成29年11月16日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,920,417	55,526,731
株式	22,511,971,920	25,933,974,660
未収入金	1,408,134,856	102,766,312
未収配当金	170,506,995	172,924,020
流動資産合計	24,124,534,188	26,265,191,723
資産合計	24,124,534,188	26,265,191,723
負債の部		
流動負債		
未払金	1,235,649,723	79,058,826
未払解約金	172,109,198	96,940
未払利息	63	109
その他未払費用	313	78
流動負債合計	1,407,759,297	79,155,953
負債合計	1,407,759,297	79,155,953
純資産の部		
元本等		
元本	16,360,047,963	14,248,034,054
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	6,356,726,928	11,938,001,716
元本等合計	22,716,774,891	26,186,035,770
純資産合計	22,716,774,891	26,186,035,770
負債純資産合計	24,124,534,188	26,265,191,723

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項目	平成28年11月16日現在	平成29年11月16日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
本書における開示対象ファンドの期首	平成27年11月17日	平成28年11月17日
同期首元本額	16,188,294,048円	16,360,047,963円
同期中追加設定元本額	3,611,458,666円	447,693,697円
同期中一部解約元本額	3,439,704,751円	2,559,707,606円
元本の内訳		
JA日本株式ファンド	374,261,756円	280,986,710円
JA資産設計ファンド（安定型）	70,491,807円	61,770,973円
JA資産設計ファンド（成長型）	169,872,977円	135,687,220円
JA資産設計ファンド（積極型）	236,253,587円	197,737,758円
JA日本株式私募ファンド（適格機関投資家専用）	8,701,914,220円	8,514,598,386円
JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	6,807,253,616円	5,057,253,007円
合計	16,360,047,963円	14,248,034,054円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	16,360,047,963口	14,248,034,054口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.3886円 (13,886円)	1.8379円 (18,379円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日	自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、流動性リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、トラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行っております。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成28年11月16日現在	平成29年11月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,579,167,343
合計	1,579,167,343

（自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,674,343,870
合計	2,674,343,870

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ショーボンドホールディングス	27,100	6,640.00	179,944,000	
清水建設	271,300	1,231.00	333,970,300	
五洋建設	298,200	794.00	236,770,800	
日揮	123,100	1,878.00	231,181,800	
森永乳業	48,800	4,545.00	221,796,000	
キリンホールディングス	114,900	2,664.50	306,151,050	
味の素	111,800	2,095.00	234,221,000	
カゴメ	59,500	3,975.00	236,512,500	
アリアケジャパン	20,700	9,340.00	193,338,000	
グンゼ	30,900	5,160.00	159,444,000	
住友化学	289,000	813.00	234,957,000	
東ソー	58,600	2,477.00	145,152,200	
信越化学工業	55,900	12,385.00	692,321,500	
東京応化工業	44,900	4,780.00	214,622,000	
日油	50,500	3,085.00	155,792,500	
花王	43,200	7,086.00	306,115,200	
ポーラ・オルビスホールディングス	39,700	3,935.00	156,219,500	
武田薬品工業	58,700	6,196.00	363,705,200	
アステラス製薬	112,700	1,469.00	165,556,300	
塩野義製薬	41,600	6,385.00	265,616,000	
日本新薬	13,600	7,630.00	103,768,000	
ロート製薬	50,400	2,806.00	141,422,400	
ペプチドリーム	32,200	3,240.00	104,328,000	
東洋ゴム工業	66,000	2,251.00	148,566,000	
太平洋セメント	65,900	4,765.00	314,013,500	
新日鐵住金	78,600	2,557.50	201,019,500	
三井金属鉱業	71,100	6,880.00	489,168,000	
住友金属鉱山	37,700	4,435.00	167,199,500	
古河電気工業	18,100	5,770.00	104,437,000	
三和ホールディングス	96,800	1,432.00	138,617,600	
三浦工業	48,900	2,724.00	133,203,600	
ディスコ	5,500	27,030.00	148,665,000	
S M C	3,600	46,420.00	167,112,000	
小松製作所	28,300	3,615.00	102,304,500	

ダイキン工業	35,700	12,875.00	459,637,500
アマノ	83,000	2,767.00	229,661,000
日本精工	85,900	1,683.00	144,569,700
T H K	17,300	4,070.00	70,411,000
日立製作所	450,000	856.60	385,470,000
富士電機	245,000	822.00	201,390,000
日本電産	37,000	15,870.00	587,190,000
アルバック	26,200	8,650.00	226,630,000
ソニー	124,800	5,177.00	646,089,600
キーエンス	10,200	66,990.00	683,298,000
ファナック	12,200	27,480.00	335,256,000
ローム	19,500	11,940.00	232,830,000
村田製作所	22,400	15,955.00	357,392,000
東京エレクトロン	22,000	22,940.00	504,680,000
豊田自動織機	54,000	6,750.00	364,500,000
いすゞ自動車	425,800	1,700.50	724,072,900
トヨタ自動車	56,500	6,962.00	393,353,000
スズキ	125,900	5,997.00	755,022,300
S U B A R U	25,700	3,622.00	93,085,400
任天堂	10,900	44,790.00	488,211,000
電源開発	30,000	3,100.00	93,000,000
イーレックス	193,100	1,083.00	209,127,300
メタウォーター	41,600	2,768.00	115,148,800
西日本旅客鉄道	22,600	7,878.00	178,042,800
東海旅客鉄道	13,000	20,235.00	263,055,000
西武ホールディングス	102,600	2,030.00	208,278,000
ヤマトホールディングス	28,600	2,107.50	60,274,500
日立物流	75,700	2,676.00	202,573,200
商船三井	15,900	3,585.00	57,001,500
日本航空	28,100	4,023.00	113,046,300
A N Aホールディングス	37,700	4,293.00	161,846,100
ネクソン	32,800	3,265.00	107,092,000
G M Oペイメントゲートウェイ	26,800	8,790.00	235,572,000
ネットワンシステムズ	115,700	1,521.00	175,979,700
日本電信電話	94,400	5,817.00	549,124,800
カドカワ	147,300	1,300.00	191,490,000
ソフトバンクグループ	80,800	9,546.00	771,316,800
双日	317,700	327.00	103,887,900
シップヘルスケアホールディングス	12,300	3,550.00	43,665,000

第一興商	47,300	5,190.00	245,487,000	
シークス	42,600	4,550.00	193,830,000	
三井物産	67,300	1,633.00	109,900,900	
三菱商事	153,000	2,745.00	419,985,000	
セブン&アイ・ホールディングス	33,300	4,559.00	151,814,700	
ユニテッドアローズ	39,000	3,800.00	148,200,000	
コメリ	38,300	3,085.00	118,155,500	
しまむら	6,200	12,590.00	78,058,000	
丸井グループ	136,900	1,872.00	256,276,800	
イオン	187,500	1,731.50	324,656,250	
イズミ	9,400	6,020.00	56,588,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,408,100	738.70	1,040,163,470	
りそなホールディングス	435,800	589.30	256,816,940	
三井住友フィナンシャルグループ	98,700	4,358.00	430,134,600	
千葉銀行	171,000	815.00	139,365,000	
大和証券グループ本社	116,000	699.60	81,153,600	
野村ホールディングス	210,500	643.70	135,498,850	
カブドットコム証券	65,300	342.00	22,332,600	
MS & A Dインシュアランスグループ ホールディングス	74,600	3,722.00	277,661,200	
第一生命ホールディングス	225,100	2,144.00	482,614,400	
T & Dホールディングス	77,600	1,704.00	132,230,400	
三菱地所	156,800	2,039.00	319,715,200	
住友不動産	37,000	3,777.00	139,749,000	
オリエンタルランド	25,300	9,490.00	240,097,000	
楽天	148,000	1,127.00	166,796,000	
リクルートホールディングス	145,400	2,680.00	389,672,000	
リログループ	79,900	2,855.00	228,114,500	
トランス・コスモス	51,400	2,518.00	129,425,200	
合 計	10,111,800		25,933,974,660	

## 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 「J A日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

	平成28年11月16日現在	平成29年11月16日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	459,033	476,523
コール・ローン	407,477,191	168,653,210
国債証券	42,006,482,500	43,956,902,000
地方債証券	3,876,820,800	3,832,130,000
特殊債券	3,282,015,600	3,267,606,400
社債券	3,329,063,000	3,293,493,000
未収利息	97,560,261	89,534,357
前払費用	838,621	3,027,382
流動資産合計	53,000,717,006	54,611,822,872
資産合計	53,000,717,006	54,611,822,872
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,958,937	546,519
未払利息	758	332
その他未払費用	14,768	235
流動負債合計	2,974,463	547,086
負債合計	2,974,463	547,086
純資産の部		
元本等		
元本	38,171,332,785	39,479,146,816
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	14,826,409,758	15,132,128,970
元本等合計	52,997,742,543	54,611,275,786
純資産合計	52,997,742,543	54,611,275,786
負債純資産合計	53,000,717,006	54,611,822,872

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項目	平成28年11月16日現在	平成29年11月16日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
本書における開示対象ファンドの期首	平成27年11月17日	平成28年11月17日
同期首元本額	39,648,420,575円	38,171,332,785円
同期中追加設定元本額	4,225,007,701円	3,631,666,408円
同期中一部解約元本額	5,702,095,491円	2,323,852,377円
元本の内訳		
JA日本債券ファンド	726,810,053円	778,644,757円
JA資産設計ファンド（安定型）	199,478,405円	248,845,035円
JA資産設計ファンド（成長型）	151,381,911円	183,601,010円
JA資産設計ファンド（積極型）	80,072,953円	82,324,484円
JA日本債券私募ファンド（適格機関投資家専用）	8,504,863,211円	8,528,233,722円
JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	28,508,726,252円	29,657,497,808円
合計	38,171,332,785円	39,479,146,816円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	38,171,332,785口	39,479,146,816口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.3884円 (13,884円)	1.3833円 (13,833円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日	自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成28年11月16日現在	平成29年11月16日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,197,789,000
地方債証券	65,513,800
特殊債券	24,350,250
社債券	36,250,000
合計	1,323,903,050

（自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	64,723,000
地方債証券	5,001,000
特殊債券	2,195,400
社債券	212,000
合計	57,738,600

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## ( 3 ) 附属明細表

## 第 1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

( 単位 : 円 )

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第 3 7 9 回利付国債 ( 2 年 )	7,100,000,000	7,137,062,000	
	第 1 2 6 回利付国債 ( 5 年 )	2,100,000,000	2,116,569,000	
	第 1 2 7 回利付国債 ( 5 年 )	2,700,000,000	2,722,113,000	
	第 1 2 9 回利付国債 ( 5 年 )	2,800,000,000	2,825,340,000	
	第 5 回利付国債 ( 4 0 年 )	600,000,000	797,130,000	
	第 8 回利付国債 ( 4 0 年 )	400,000,000	458,444,000	
	第 3 3 0 回利付国債 ( 1 0 年 )	1,000,000,000	1,051,870,000	
	第 3 3 3 回利付国債 ( 1 0 年 )	1,000,000,000	1,042,920,000	
	第 3 3 8 回利付国債 ( 1 0 年 )	1,700,000,000	1,756,270,000	
	第 3 4 0 回利付国債 ( 1 0 年 )	1,600,000,000	1,654,016,000	
	第 3 4 2 回利付国債 ( 1 0 年 )	1,600,000,000	1,615,344,000	
	第 3 4 4 回利付国債 ( 1 0 年 )	1,400,000,000	1,411,732,000	
	第 3 4 6 回利付国債 ( 1 0 年 )	1,300,000,000	1,309,074,000	
	第 3 4 7 回利付国債 ( 1 0 年 )	1,400,000,000	1,408,680,000	
	第 3 4 8 回利付国債 ( 1 0 年 )	600,000,000	603,522,000	
	第 1 5 回利付国債 ( 3 0 年 )	300,000,000	400,452,000	
	第 1 7 回利付国債 ( 3 0 年 )	600,000,000	793,776,000	
	第 1 8 回利付国債 ( 3 0 年 )	300,000,000	392,370,000	
	第 2 1 回利付国債 ( 3 0 年 )	200,000,000	262,528,000	
	第 2 7 回利付国債 ( 3 0 年 )	300,000,000	407,526,000	
	第 2 9 回利付国債 ( 3 0 年 )	300,000,000	404,112,000	
	第 3 0 回利付国債 ( 3 0 年 )	300,000,000	399,456,000	
	第 3 2 回利付国債 ( 3 0 年 )	300,000,000	402,003,000	
	第 3 4 回利付国債 ( 3 0 年 )	300,000,000	397,413,000	
	第 3 5 回利付国債 ( 3 0 年 )	200,000,000	256,510,000	
	第 3 7 回利付国債 ( 3 0 年 )	300,000,000	379,368,000	
	第 3 9 回利付国債 ( 3 0 年 )	300,000,000	380,997,000	
	第 4 4 回利付国債 ( 3 0 年 )	400,000,000	490,356,000	
	第 4 7 回利付国債 ( 3 0 年 )	300,000,000	361,164,000	
	第 4 9 回利付国債 ( 3 0 年 )	350,000,000	404,176,500	
第 5 2 回利付国債 ( 3 0 年 )	600,000,000	554,580,000		
第 5 4 回利付国債 ( 3 0 年 )	600,000,000	599,286,000		

	第72回利付国債(20年)	200,000,000	229,718,000	
	第73回利付国債(20年)	300,000,000	343,830,000	
	第103回利付国債(20年)	300,000,000	370,068,000	
	第107回利付国債(20年)	400,000,000	487,952,000	
	第113回利付国債(20年)	400,000,000	491,828,000	
	第114回利付国債(20年)	300,000,000	369,861,000	
	第119回利付国債(20年)	400,000,000	480,604,000	
	第124回利付国債(20年)	400,000,000	492,416,000	
	第128回利付国債(20年)	400,000,000	488,936,000	
	第132回利付国債(20年)	500,000,000	599,030,000	
	第140回利付国債(20年)	300,000,000	360,666,000	
	第148回利付国債(20年)	500,000,000	587,450,000	
	第149回利付国債(20年)	150,000,000	176,341,500	
	第152回利付国債(20年)	600,000,000	675,594,000	
	第156回利付国債(20年)	700,000,000	687,666,000	
	第158回利付国債(20年)	700,000,000	696,402,000	
	第160回利付国債(20年)	800,000,000	820,960,000	
	第162回利付国債(20年)	400,000,000	401,420,000	
国債証券 合計		41,000,000,000	43,956,902,000	
地方債証券	平成20年度第4回大阪市公募公債	200,000,000	202,610,000	
	第464回名古屋市公募公債(10年)	400,000,000	405,368,000	
	第482回名古屋市公募公債(10年)	700,000,000	722,722,000	
	第4回横浜市公募公債(30年)	400,000,000	529,324,000	
	平成20年度第3回横浜市公募公債	120,000,000	121,494,000	
	第21回地方公共団体金融機構債券(20年)	600,000,000	710,850,000	
	第24回地方公共団体金融機構債券	500,000,000	520,850,000	
	F229回地方公共団体金融機構債券	600,000,000	618,912,000	
地方債証券 合計		3,520,000,000	3,832,130,000	
特殊債券	第1回政府保証新関西国際空港債券	100,000,000	104,008,000	
	第16回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	505,000,000	525,947,400	
	第192回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	122,113,000	
	第203回政府保証預金保険機構債	1,300,000,000	1,303,939,000	
	第186号商工債(3年)	700,000,000	700,434,000	
	第25回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	500,000,000	511,165,000	
特殊債券 合計		3,205,000,000	3,267,606,400	

社債券	第110回日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	629,100,000	
	第153回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	122,002,000	
	第49回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	484,888,000	
	第164回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	411,480,000	
	第39回中日本高速道路株式会社社債	600,000,000	623,784,000	
	第18回西日本高速道路株式会社社債	400,000,000	416,512,000	
	第37回株式会社みずほ銀行無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	500,000,000	501,810,000	
	第72回東日本旅客鉄道株式会社社債	100,000,000	103,917,000	
社債券 合計		3,100,000,000	3,293,493,000	
	合計	50,825,000,000	54,350,131,400	

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 「J A 海外株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## ( 1 ) 貸借対照表

	平成28年11月16日現在	平成29年11月16日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	646,884,698	1,000,765,569
コール・ローン	127,855,634	165,550,359
株式	24,325,591,977	28,456,198,157
派生商品評価勘定	268,565	-
未収入金	207,740,485	-
未収配当金	29,608,277	19,203,793
流動資産合計	25,337,949,636	29,641,717,878
資産合計	25,337,949,636	29,641,717,878
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,654,294	-
未払金	-	115,085,509
未払解約金	240,286,927	718,832
未払利息	238	326
その他未払費用	1,027	171
流動負債合計	242,942,486	115,804,838
負債合計	242,942,486	115,804,838
純資産の部		
元本等		
元本	10,892,203,376	10,452,405,231
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	14,202,803,774	19,073,507,809
元本等合計	25,095,007,150	29,525,913,040
純資産合計	25,095,007,150	29,525,913,040
負債純資産合計	25,337,949,636	29,641,717,878

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>
5. その他	<p>外貨建取引等の会計処理 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目		平成28年11月16日現在	平成29年11月16日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	平成27年11月17日	平成28年11月17日
	同期首元本額	11,635,763,045円	10,892,203,376円
	同期中追加設定元本額	1,533,487,882円	1,053,224,119円
	同期中一部解約元本額	2,277,047,551円	1,493,022,264円
	元本の内訳		
	JA海外株式ファンド	199,419,640円	171,958,144円
	JA資産設計ファンド（安定型）	20,410,863円	20,052,231円
	JA資産設計ファンド（成長型）	40,954,005円	38,189,919円
	JA資産設計ファンド（積極型）	77,778,446円	67,979,621円
	JA海外株式私募ファンド（適格機関投資家専用）	7,816,249,571円	7,940,203,996円
	JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	2,737,390,851円	2,214,021,320円
	合計	10,892,203,376円	10,452,405,231円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	10,892,203,376口	10,452,405,231口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.3039円 (23,039円)	2.8248円 (28,248円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日	自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、投資信託財産に属する外貨建資産について、実需に対応し効率的な運用に資することを目的として行っております。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、トラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準や、国別配分・業種別配分等のリスク配分の分散状況を管理しています。また、各銘柄の保有ウェイトや業種配分が、個別ファンド運用会議で定められた方針の範囲内となるよう、管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成28年11月16日現在	平成29年11月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	97,517,493
合計	97,517,493

(自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	524,762,329
合計	524,762,329

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（平成28年11月16日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	24,217,292	-	24,485,857	268,565
	売建				
	米ドル	237,336,000	-	239,778,000	2,442,000
	シンガポ ールドル	24,217,292	-	24,429,586	212,294
合計		285,770,584	-	288,693,443	2,385,729

（注）時価の算定方法

1. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

本書における開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

本書における開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（平成29年11月16日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	BAKER HUGHES A GE CO	11,500	30.60	351,900.00	
	SUNCOR ENERGY INC	28,410	35.57	1,010,543.70	
	BARRICK GOLD CORP	463,809	13.95	6,470,135.55	
	CABOT CORP	10,200	59.52	607,104.00	
	SNAP-ON INC	35,397	156.69	5,546,355.93	
	JETBLUE AIRWAYS CORP	86,249	20.15	1,737,917.35	
	COMCAST CORP-CL A	50,292	37.18	1,869,856.56	
	VIACOM INC-CLASS B NEW	155,058	24.61	3,815,977.38	
	PRICELINE GROUP INC/THE	2,611	1,726.78	4,508,622.58	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	57,374	70.20	4,027,654.80	
	CAMPBELL SOUP CO	143,748	46.42	6,672,782.16	
	MONSTER BEVERAGE CORP	131,754	61.60	8,116,046.40	
	PEPSICO INC	9,133	115.10	1,051,208.30	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	38,027	64.42	2,449,699.34	
	CARDINAL HEALTH INC	40,700	56.83	2,312,981.00	
	CENTENE CORP	9,780	92.15	901,227.00	
	HCA HEALTHCARE INC	53,313	74.93	3,994,743.09	
	MCKESSON CORP	48,058	138.86	6,673,333.88	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	41,301	209.86	8,667,427.86	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	18,749	95.77	1,795,591.73	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	139,608	61.07	8,525,860.56	
	CELGENE CORP	6,239	100.34	626,021.26	
	ELI LILLY & CO	67,214	82.19	5,524,318.66	
	INCYTE CORP	4,420	105.24	465,160.80	
	MERCK & CO. INC.	81,951	54.80	4,490,914.80	
	REGENERON PHARMACEUTICALS, INC.	4,447	386.30	1,717,876.10	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	18,400	12.60	231,840.00	
	H&R BLOCK INC	39,211	25.24	989,685.64	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	17,464	61.14	1,067,748.96	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	10,600	68.57	726,842.00	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	8,400	110.22	925,848.00	
	XL GROUP LTD	129,454	39.23	5,078,480.42	
	ACCENTURE PLC-CL A	23,723	144.26	3,422,279.98	
	ALPHABET INC-CL A	8,649	1,036.41	8,963,910.09	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	62,039	74.09	4,596,469.51		
EBAY INC	14,315	35.30	505,319.50		
FACEBOOK INC-A	46,306	177.95	8,240,152.70		
MICROSOFT CORP	98,075	82.98	8,138,263.50		

	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	59,706	39.69	2,369,731.14	
	APPLE INC	17,646	169.08	2,983,585.68	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	177,492	44.11	7,829,172.12	
	AVANGRID INC	37,057	52.13	1,931,781.41	
	CENTERPOINT ENERGY INC	27,016	29.35	792,919.60	
	EVERSOURCE ENERGY	12,437	65.00	808,405.00	
	EXELON CORP	134,967	41.77	5,637,571.59	
	NRG ENERGY INC	73,552	29.37	2,160,222.24	
	PINNACLE WEST CAPITAL	32,297	90.78	2,931,921.66	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	81,752	51.31	4,194,695.12	
	UGI CORP	59,365	47.89	2,842,989.85	
	MICROSEMI CORP	69,951	52.51	3,673,127.01	
	NVIDIA CORP	40,759	209.98	8,558,574.82	
	QUALCOMM INC	36,961	65.61	2,425,011.21	
	米ドル 小計	3,076,936		185,957,809.54 (21,026,249,524)	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	71,385	15.91	1,135,735.35	
	COGECO COMMUNICATIONS INC	7,279	86.63	630,579.77	
	BANK OF NOVA SCOTIA	61,669	83.23	5,132,710.87	
	BCE INC	45,856	61.52	2,821,061.12	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	40,861	67.55	2,760,160.55	
	カナダドル 小計	227,050		12,480,247.66 (1,104,876,325)	
ユーロ	AURUBIS AG	7,900	67.81	535,699.00	
	BPOST SA	13,962	24.37	340,323.75	
	CECONOMY AG	81,691	10.94	893,699.54	
	CASINO GUICHARD PERRACHON	7,461	47.68	355,740.48	
	METRO AG	64,265	16.37	1,052,018.05	
	UCB SA	19,876	60.73	1,207,069.48	
	BNP PARIBAS	11,425	63.83	729,257.75	
	TALANX AG	8,715	33.84	294,959.17	
	DEUTSCHE WOHNEN SE	13,881	36.70	509,502.10	
	CAP GEMINI SA	7,455	100.30	747,736.50	
	E.ON SE	413,956	9.90	4,100,648.13	
	SILTRONIC AG	5,242	132.45	694,302.90	
	ユーロ 小計	655,829		11,460,956.85 (1,526,026,404)	
英ポンド	INCHCAPE PLC	52,391	7.24	379,310.84	
	SAINSBURY (J) PLC	211,340	2.27	479,953.14	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	24,502	48.91	1,198,392.82	
	COCA-COLA HBC AG-CDI	30,179	24.47	738,480.13	
	DIAGEO PLC	133,507	25.61	3,419,114.27	
	IMPERIAL BRANDS PLC	59,945	30.81	1,846,905.45	

	BT GROUP PLC	1,176,911	2.47	2,908,735.53	
英ポンド 小計		1,688,775		10,970,892.18 (1,633,785,263)	
スイスフラン	NOVARTIS AG-REG	22,403	82.05	1,838,166.15	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	1,333	529.00	705,157.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	5,744	297.50	1,708,840.00	
	TEMENOS GROUP AG-REG	35,813	119.10	4,265,328.30	
スイスフラン 小計		65,293		8,517,491.45 (973,208,573)	
スウェーデン クローネ	HOLMEN AB-B SHARES	18,013	397.90	7,167,372.70	
	SANDVIK AB	66,311	147.70	9,794,134.70	
	ELECTROLUX AB-SER B	33,164	289.00	9,584,396.00	
	JM AB	26,569	199.40	5,297,858.60	
	ICA GRUPPEN AB	43,319	298.10	12,913,393.90	
スウェーデンクローネ 小計		187,376		44,757,155.90 (599,745,889)	
オーストラリ アドル	CALTEX AUSTRALIA LIMITED	31,926	34.07	1,087,718.82	
	QANTAS AIRWAYS LTD	274,357	5.91	1,621,449.87	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	58,278	23.50	1,369,533.00	
オーストラリアドル 小計		364,561		4,078,701.69 (350,360,475)	
ニュージーラ ンドドル	AIR NEW ZEALAND LTD	418,029	3.18	1,329,332.22	
ニュージーランドドル 小計		418,029		1,329,332.22 (103,076,420)	
香港ドル	GALAXY ENTERTAINMENT GOUP L	96,235	55.50	5,341,042.50	
	KERRY PROPERTIES LTD	130,200	35.35	4,602,570.00	
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	76,173	125.40	9,552,094.20	
香港ドル 小計		302,608		19,495,706.70 (282,297,833)	
シンガポール ドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	435,430	23.61	10,280,502.30	
シンガポールドル 小計		435,430		10,280,502.30 (856,571,451)	
合 計		7,421,887		28,456,198,157 (28,456,198,157)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 52銘柄	71.2%	73.9%
カナダドル	株式 5銘柄	3.7%	3.9%
ユーロ	株式 12銘柄	5.2%	5.4%

英ポンド	株式	7銘柄	5.5%	5.7%
スイスフラン	株式	4銘柄	3.3%	3.4%
スウェーデンクローネ	株式	5銘柄	2.0%	2.1%
オーストラリアドル	株式	3銘柄	1.2%	1.2%
ニュージーランドドル	株式	1銘柄	0.3%	0.4%
香港ドル	株式	3銘柄	1.0%	1.0%
シンガポールドル	株式	1銘柄	2.9%	3.0%

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 「J A 海外債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## ( 1 ) 貸借対照表

	平成28年11月16日現在	平成29年11月16日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	468,536,053	496,747,009
コール・ローン	175,478,651	179,988,866
国債証券	15,794,162,712	17,299,114,818
特殊債券	-	28,109,795
社債券	962,714,338	1,219,788,151
派生商品評価勘定	137,859,060	29,211,731
未収入金	337,984,196	245,067,462
未収利息	94,936,902	103,528,906
前払費用	13,518,981	14,569,155
流動資産合計	17,985,190,893	19,616,125,893
資産合計	17,985,190,893	19,616,125,893
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	137,163,213	35,405,434
未払金	40,962,370	531,691,155
未払解約金	172,974	24,235
未払利息	326	355
その他未払費用	331	152
流動負債合計	178,299,214	567,121,331
負債合計	178,299,214	567,121,331
純資産の部		
元本等		
元本	6,812,748,828	6,598,687,113
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	10,994,142,851	12,450,317,449
元本等合計	17,806,891,679	19,049,004,562
純資産合計	17,806,891,679	19,049,004,562
負債純資産合計	17,985,190,893	19,616,125,893

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>
5. その他	<p>外貨建取引等の会計処理 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目		平成28年11月16日現在	平成29年11月16日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	平成27年11月17日	平成28年11月17日
	同期首元本額	6,806,312,604円	6,812,748,828円
	同期中追加設定元本額	230,123,079円	71,455,248円
	同期中一部解約元本額	223,686,855円	285,516,963円
	元本の内訳		
	JA海外債券ファンド	107,924,973円	100,178,940円
	JA資産設計ファンド（安定型）	8,172,364円	9,893,782円
	JA資産設計ファンド（成長型）	20,824,979円	25,108,121円
	JA資産設計ファンド（積極型）	23,976,807円	26,485,354円
	JA海外債券ファンド（隔月分配型）	43,450,690円	38,979,629円
	JA海外債券私募ファンド（適格機関投資家専用）	5,427,364,199円	5,308,422,290円
	JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	1,181,034,816円	1,089,618,997円
	合計	6,812,748,828円	6,598,687,113円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	6,812,748,828口	6,598,687,113口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.6138円 (26,138円)	2.8868円 (28,868円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日	自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、国別配分・通貨配分等のリスク配分の分散状況を管理しています。また、投資ガイドラインや個別ファンド運用会議で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行っております。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成28年11月16日現在	平成29年11月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	432,418,929
社債券	6,329,938
合計	438,748,867

（自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	40,203,947
特殊債券	56,896
社債券	3,662,263
合計	36,598,580

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（平成28年11月16日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	1,782,919,490	-	1,868,223,187	85,303,697
	ユーロ	637,044,251	-	653,601,810	16,557,559
	英ポンド	333,115,967	-	352,877,670	19,761,703
	スイスフラン	17,593,982	-	18,305,280	711,298
	デンマーク				
	クローネ	30,764,365	-	31,255,510	491,145
	ポーランド				
	ズロチ	36,917,505	-	37,476,160	558,655
	オーストラ				
	リアドル	362,969,619	-	374,585,820	11,616,201
	ニュージー				
	ランドドル	74,045	-	77,140	3,095
	シンガポー				
ルドル	81,831,163	-	84,523,850	2,692,687	
売建					
米ドル	1,500,310,897	-	1,569,071,680	68,760,783	
カナダドル	222,092,970	-	232,399,020	10,306,050	

	ユーロ	488,352,650	-	502,113,230	13,760,580
	英ポンド	236,035,440	-	250,853,830	14,818,390
	ノルウェー クローネ	35,208,570	-	36,160,910	952,340
	デンマーク クローネ	30,182,530	-	31,255,510	1,072,980
	ポーランド ズロチ	22,951,500	-	22,788,480	163,020
	オーストラ リアドル	525,182,940	-	545,374,620	20,191,680
	シンガポー ルドル	217,877,390	-	225,063,050	7,185,660
	南アフリカ ランド	5,035,500	-	5,150,250	114,750
	合計	6,566,460,774	-	6,841,157,007	695,847

(平成29年11月16日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	2,871,012,490	-	2,852,721,563	18,290,927
	カナダドル	40,075,175	-	39,988,440	86,735
	ユーロ	489,119,793	-	490,997,790	1,877,997
	英ポンド	414,969,159	-	412,106,299	2,862,860
	スウェーデ ンクローネ	176,257,808	-	173,396,000	2,861,808
	ノルウェー クローネ	123,415,006	-	121,470,600	1,944,406
	オーストラ リアドル	198,419,136	-	198,179,150	239,986
	ニュージー ランドドル	155,907	-	154,880	1,027
	シンガポー ルドル	91,618,308	-	91,336,220	282,088
	売建				
	米ドル	1,534,030,292	-	1,524,538,859	9,491,433
	カナダドル	575,925,344	-	573,602,627	2,322,717
	メキシコペ ソ	7,699,300	-	7,556,960	142,340
	ユーロ	828,654,056	-	836,183,449	7,529,393
	英ポンド	426,628,880	-	424,577,240	2,051,640
	ノルウェー クローネ	157,516,760	-	155,348,010	2,168,750
	ポーランド ズロチ	16,114,800	-	16,302,000	187,200

	オーストラリアドル	557,169,650	-	550,492,800	6,676,850
	ニュージーランドドル	287,559,200	-	284,204,800	3,354,400
	シンガポールドル	13,744,500	-	13,737,900	6,600
	合計	8,810,085,564	-	8,766,895,587	6,193,703

## (注) 時価の算定方法

1. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

本書における開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

本書における開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	国債証券	T-BOND 3 441115	1,305,000.00	1,363,470.52		
		T-BOND 3.0 450515	530,000.00	553,415.40		
		T-BOND 3.0 451115	5,980,000.00	6,242,324.65		
		T-BOND 3.625 430815	775,000.00	900,180.32		
		T-BOND 3.625 440215	1,675,000.00	1,949,150.60		
		T-BOND 4.5 360215	2,040,000.00	2,634,388.68		
		T-N STRIPS 450815	1,270,000.00	577,965.57		
		T-N STRIPS 451115	640,000.00	288,944.00		
		T-NOTE 0.875 190615	2,965,000.00	2,929,212.45		
		T-NOTE 1.0 190930	6,600,000.00	6,518,529.60		
		T-NOTE 1.25 190131	4,885,000.00	4,863,056.58		
		T-NOTE 1.375 200430	775,000.00	767,915.72		
		T-NOTE 1.375 200831	630,000.00	623,059.92		
		T-NOTE 1.5 190331	440,000.00	439,226.48		
		T-NOTE 1.625 191231	910,000.00	908,293.75		
		T-NOTE 1.75 220930	185,000.00	182,456.25		
		T-NOTE 2.0 261115	2,255,000.00	2,194,396.87		
		T-NOTE 2.125 210815	285,000.00	287,193.07		
		T-NOTE 2.125 220630	3,130,000.00	3,144,795.51		
		T-NOTE 2.25 270815	1,425,000.00	1,412,364.52		
	T-NOTE 2.625 201115	3,520,000.00	3,603,600.00			
	T-NOTE 3.125 210515	6,790,000.00	7,076,986.14			
		国債証券 小計		49,010,000.00	49,460,926.60 (5,592,546,970)	
		社債券	ABIBB 2.65 210201	500,000.00	503,552.00	
			ACT 2.35 180312	485,000.00	485,908.40	
			AT&T 2.375 181127	500,000.00	502,053.50	
			BAC 7.625 190601	400,000.00	432,018.80	
			BRK 1.45 180307	535,000.00	534,804.19	
			CHEVRON 1.104 171205	445,000.00	444,951.05	
	CITIGROUP 2.05 181207		550,000.00	550,275.55		
	GEN ELEC CO 5.25 171206		525,000.00	526,039.50		
	GOLDMAN 2.905 230724		455,000.00	451,813.18		
	GOLDMAN 6.15 180401		400,000.00	406,332.00		

		GS 2.3 191213	360,000.00	359,935.56	
		KMI 3.05 191201	450,000.00	454,948.65	
		MORGAN STAN 2.2 181207	320,000.00	320,673.60	
		NORTHEAST 1.45 180501	255,000.00	254,652.69	
		PNC 1.7 181207	250,000.00	249,611.25	
		REYNOLDS 2.3 180612	580,000.00	581,319.50	
		TORONTO DOM 1.85 200911	330,000.00	327,261.33	
		TOYOTA 1.2 180406	300,000.00	299,591.10	
		TOYOTA 1.375 180110	400,000.00	399,959.20	
		UNITEDHEALTH 1.9 180716	385,000.00	385,415.03	
		WFC 2.1 210726	425,000.00	418,740.17	
		社債券 小計	8,850,000.00	8,889,856.25	(1,005,176,046)
		米ドル小計	57,860,000.00	58,350,782.85	(6,597,723,016)
カナダドル	国債証券	CAN GOV 0.75 210901	1,125,000.00	1,091,520.00	
		CAN GOV 1.0 220901	2,335,000.00	2,266,117.50	
		CAN GOV 1.5 260601	4,495,000.00	4,367,386.95	
		CAN GOV 1.75 190901	1,150,000.00	1,156,509.00	
		CAN GOV 2.25 250601	200,000.00	206,286.00	
		CAN GOV 3.5 451201	540,000.00	677,327.40	
		CAN GOV 5.75 330601	415,000.00	614,718.75	
		カナダドル小計	10,260,000.00	10,379,865.60	(918,929,501)
メキシコペソ	国債証券	MBONO 10.0 361120	2,114,200.00	2,618,732.68	
		MBONO 7.5 270603	9,240,700.00	9,334,308.29	
		MBONO 7.75 421113	1,216,300.00	1,225,665.51	
		MBONO 8.0 200611	14,638,700.00	14,927,521.55	
		メキシコペソ小計	27,209,900.00	28,106,228.03	(165,264,620)
ユーロ	国債証券	AUSTRIA 0.75 261020	510,000.00	523,821.00	
		AUSTRIA 1.15 181019	275,000.00	279,516.60	
		AUSTRIA 1.95 190618	295,000.00	307,266.10	
		AUSTRIA 2.1 1170920	45,000.00	46,713.42	
		AUSTRIA 3.15 440620	105,000.00	145,305.30	
		AUSTRIA 3.65 220420	515,000.00	606,521.68	
		AUSTRIA 4.15 370315	335,000.00	508,697.50	
		BELGIUM 0.8 250622	895,000.00	931,770.18	
		BELGIUM 0.8 270622	147,000.00	149,866.50	
		BELGIUM 2.25 570622	50,000.00	55,084.00	
		BELGIUM 3.75 200928	681,000.00	766,043.28	

BELGIUM 3.75 450622	225,000.00	333,141.30	
BELGIUM 4.25 410328	110,000.00	171,601.10	
BELGIUM 5.0 350328	610,000.00	981,355.80	
BTPS 0.35 200615	835,000.00	843,901.93	
BTPS 0.7 200501	1,010,000.00	1,030,092.94	
BTPS 1.2 220401	225,000.00	232,170.75	
BTPS 2.05 270801	1,335,000.00	1,362,901.50	
BTPS 2.5 190501	1,910,000.00	1,987,553.64	
BTPS 2.5 241201	975,000.00	1,056,602.62	
BTPS 2.7 470301	244,000.00	230,211.31	
BTPS 3.5 300301	1,770,000.00	2,030,320.98	
BTPS 3.75 240901	870,000.00	1,015,044.66	
BTPS 4.0 370201	765,000.00	927,807.30	
BTPS 4.75 210901	93,000.00	108,772.80	
BTPS 4.75 440901	560,000.00	743,907.36	
BTPS 5.0 220301	885,000.00	1,057,029.84	
BTPS 5.0 400901	95,000.00	128,580.79	
BTPS 5.5 220901	870,000.00	1,072,313.28	
BTPS 5.5 221101	750,000.00	927,262.50	
BUND 0.25 270215	1,395,000.00	1,389,068.46	
BUND 1.5 220904	1,625,000.00	1,773,232.50	
BUND 2.5 440704	1,290,000.00	1,679,592.90	
BUND 4.0 370104	25,000.00	38,397.55	
BUND 4.75 340704	15,000.00	24,159.30	
FINNISH 1.5 230415	490,000.00	533,233.68	
FINNISH 2.625 420704	50,000.00	65,587.00	
FINNISH 4.375 190704	650,000.00	704,171.00	
IRISH 1.7 370515	75,000.00	76,918.50	
IRISH 2.0 450218	95,000.00	99,086.14	
IRISH 3.4 240318	425,000.00	510,918.00	
IRISH 4.5 181018	770,000.00	806,148.42	
NETHER 0.25 250715	353,000.00	355,159.65	
NETHER 1.25 190115	1,450,000.00	1,483,857.50	
NETHER 2.0 240715	860,000.00	974,496.10	
NETHER 3.75 420115	265,000.00	411,373.81	
NETHER 4.0 370115	290,000.00	443,688.40	
OAT 0 200525	1,905,000.00	1,932,475.81	
OAT 0 210525	1,025,000.00	1,040,616.90	
OAT 0.0 220525	795,000.00	805,096.50	
OAT 0.25 201125	375,000.00	383,471.25	
OAT 0.5 250525	795,000.00	812,015.38	

	OAT 1 270525	1,045,000.00	1,086,039.24	
	OAT 1.0 190525	1,050,000.00	1,076,854.80	
	OAT 1.25 360525	266,000.00	262,621.80	
	OAT 1.75 390625	75,000.00	79,415.40	
	OAT 2.25 240525	2,175,000.00	2,489,248.35	
	OAT 2.5 300525	840,000.00	998,172.00	
	OAT 3.25 450525	756,000.00	1,025,105.76	
	OAT 4.0 600425	220,000.00	358,504.08	
	OAT 4.75 350425	920,000.00	1,438,677.60	
	OBL 0 200417	2,825,000.00	2,873,533.50	
	OBL 0 221007	535,000.00	544,095.00	
	SPA GOVT 1.3 261031	163,000.00	162,635.04	
	SPA GOVT 1.4 200131	1,035,000.00	1,072,258.96	
	SPA GOVT 1.45 271031	390,000.00	386,665.89	
	SPA GOVT 1.6 250430	1,110,000.00	1,158,151.80	
	SPA GOVT 1.95 260430	501,000.00	528,758.89	
	SPA GOVT 1.95 300730	175,000.00	176,064.70	
	SPA GOVT 2.75 241031	845,000.00	950,794.00	
	SPA GOVT 2.9 461031	154,000.00	156,220.06	
	SPA GOVT 4.2 370131	175,000.00	224,623.00	
	SPA GOVT 4.7 410730	525,000.00	720,445.42	
	SPA GOVT 5.5 210430	1,235,000.00	1,469,356.07	
	SPA GOVT 5.85 220131	480,000.00	595,054.08	
	SPA GOVT 6.0 290131	625,000.00	900,137.50	
	国債証券 小計	51,128,000.00	57,637,375.65 (7,674,416,567)	
	社債券			
	CABKSM 4.625 190604	400,000.00	430,116.40	
	GM FIN 0.85 180223	450,000.00	451,142.10	
	RENAUL 0.375 190710	300,000.00	302,256.00	
	社債券 小計	1,150,000.00	1,183,514.50 (157,584,955)	
	ユーロ小計	52,278,000.00	58,820,890.15 (7,832,001,522)	
英ポンド	国債証券			
	GILT 1.25 180722	540,000.00	542,910.60	
	GILT 1.25 270722	1,375,000.00	1,365,498.75	
	GILT 2.0 200722	1,335,000.00	1,387,620.36	
	GILT 2.00 250907	96,000.00	102,567.36	
	GILT 2.5 650722	560,000.00	710,812.48	
	GILT 3.25 440122	715,000.00	913,292.38	
	GILT 3.5 450122	725,000.00	970,502.40	
	GILT 3.75 190907	375,000.00	397,291.50	

		GILT 3.75 520722	410,000.00	617,669.10	
		GILT 4.25 360307	550,000.00	762,245.00	
		GILT 4.75 381207	60,000.00	90,566.40	
	国債証券 小計		6,741,000.00	7,860,976.33	(1,170,656,595)
	社債券	PRUFIN 1.75 181127	380,000.00	382,938.16	
	社債券 小計		380,000.00	382,938.16	(57,027,150)
英ポンド小計			7,121,000.00	8,243,914.49	(1,227,683,745)
スイスフラン	国債証券	SWISS 2.0 220525	280,000.00	312,648.00	
スイスフラン小計			280,000.00	312,648.00	(35,723,160)
スウェーデンクローネ	国債証券	SWEDEN 1.0 261112	1,290,000.00	1,344,187.74	
		SWEDEN 1.5 231113	1,870,000.00	2,026,459.16	
		SWEDEN 2.25 320601	435,000.00	497,864.46	
		SWEDEN 4.25 190312	3,085,000.00	3,295,717.84	
スウェーデンクローネ小計			6,680,000.00	7,164,229.20	(96,000,671)
ノルウェークローネ	国債証券	NORWAY GOV 3.75 210525	2,295,000.00	2,523,747.24	
		NORWAY GOV 4.5 190522	5,345,000.00	5,663,048.88	
ノルウェークローネ小計			7,640,000.00	8,186,796.12	(112,322,842)
デンマーククローネ	国債証券	DENMARK 1.5 231115	2,210,000.00	2,422,394.26	
		DENMARK 4.0 191115	2,125,000.00	2,323,453.75	
		DENMARK 4.5 391115	1,460,000.00	2,465,084.44	
デンマーククローネ小計			5,795,000.00	7,210,932.45	(129,003,581)
ポーランドズロチ	国債証券	POLGB 3.25 250725	1,750,000.00	1,751,575.00	
		POLGB 5.5 191025	2,130,000.00	2,286,981.00	
ポーランドズロチ小計			3,880,000.00	4,038,556.00	(126,729,887)
オーストラリアドル	国債証券	AUD GOV 2.25 221121	4,560,000.00	4,571,477.52	
		AUD GOV 2.75 271121	1,815,000.00	1,838,330.01	
		AUD GOV 3.0 470321	135,000.00	125,505.45	
		AUD GOV 4.25 260421	3,545,000.00	4,010,855.53	
		AUD GOV 4.5 330421	65,000.00	78,049.33	
国債証券 小計			10,120,000.00	10,624,217.84	(912,620,312)

	特殊債券	KFW 2.4 200702	325,000.00	327,238.60	
	特殊債券 小計		325,000.00	327,238.60	(28,109,795)
オーストラリアドル小計			10,445,000.00	10,951,456.44	(940,730,107)
ニュー ジーラン ドドル	国債証券	NZDGOV 5.5 230415	2,180,000.00	2,511,900.64	
ニュージーランドドル小計			2,180,000.00	2,511,900.64	(194,772,775)
シンガ ポールド ル	国債証券	SINGAPORE 2.75 420401	80,000.00	83,200.00	
		SINGAPORE 3.0 240901	425,000.00	452,625.00	
		SINGAPORE 3.25 200901	450,000.00	470,700.00	
シンガポールドル小計			955,000.00	1,006,525.00	(83,863,663)
南アフリ カランド	国債証券	SOUTH AFRICA 7.75 230228	2,135,000.00	2,049,600.00	
		SOUTH AFRICA 8.0 300131	10,285,000.00	8,939,403.16	
南アフリカランド小計			12,420,000.00	10,989,003.16	(86,263,674)
合計				18,547,012,764	(18,547,012,764)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## (注3)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 22銘柄	29.4%	30.2%
	社債券 21銘柄	5.3%	5.4%
カナダドル	国債証券 7銘柄	4.8%	5.0%
メキシコペソ	国債証券 4銘柄	0.9%	0.9%
ユーロ	国債証券 76銘柄	40.3%	41.4%
	社債券 3銘柄	0.8%	0.8%
英ポンド	国債証券 11銘柄	6.1%	6.3%
	社債券 1銘柄	0.3%	0.3%
スイスフラン	国債証券 1銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデンクローネ	国債証券 4銘柄	0.5%	0.5%
ノルウェークローネ	国債証券 2銘柄	0.6%	0.6%
デンマーククローネ	国債証券 3銘柄	0.7%	0.7%
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	0.7%	0.7%
オーストラリアドル	国債証券 5銘柄	4.8%	4.9%
	特殊債券 1銘柄	0.1%	0.1%
ニュージーランドドル	国債証券 1銘柄	1.0%	1.0%
シンガポールドル	国債証券 3銘柄	0.4%	0.5%
南アフリカランド	国債証券 2銘柄	0.5%	0.5%

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## J A 資産設計ファンド（安定型）

（平成29年12月29日現在）

資産総額	561,456,670円
負債総額	873,294円
純資産総額（ - ）	560,583,376円
発行済口数	407,894,528口
1万口当たり純資産額（ / ）	13,743円

## J A 資産設計ファンド（成長型）

（平成29年12月29日現在）

資産総額	743,030,994円
負債総額	1,079,187円
純資産総額（ - ）	741,951,807円
発行済口数	465,107,775口
1万口当たり純資産額（ / ）	15,952円

## J A 資産設計ファンド（積極型）

（平成29年12月29日現在）

資産総額	811,988,173円
負債総額	2,302,691円
純資産総額（ - ）	809,685,482円
発行済口数	475,700,507口
1万口当たり純資産額（ / ）	17,021円

（参考）

## J A 日本株式マザーファンド

## 純資産額計算書

（平成29年12月29日現在）

資産総額	27,423,394,692円
負債総額	193,158,650円
純資産総額（ - ）	27,230,236,042円
発行済口数	14,242,461,245口
1万口当たり純資産額（ / ）	19,119円

## J A 日本債券マザーファンド

## 純資産額計算書

（平成29年12月29日現在）

資産総額	57,130,870,742円
負債総額	2,477,373,343円
純資産総額（ - ）	54,653,497,399円
発行済口数	39,466,533,988口
1万口当たり純資産額（ / ）	13,848円

## J A 海外株式マザーファンド

## 純資産額計算書

（平成29年12月29日現在）

資産総額	30,912,144,414円
負債総額	334,908,891円
純資産総額（ - ）	30,577,235,523円
発行済口数	10,450,839,076口
1万口当たり純資産額（ / ）	29,258円

## J A 海外債券マザーファンド

## 純資産額計算書

（平成29年12月29日現在）

資産総額	19,334,610,122円
負債総額	135,007,779円
純資産総額（ - ）	19,199,602,343円
発行済口数	6,598,646,246口
1万口当たり純資産額（ / ）	29,096円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (5) 受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### (7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（平成29年12月29日現在）

34億2千万円

発行する株式の総数：116,400株（普通株式101,400株、A種種類株式15,000株）

発行済株式総数：53,400株（普通株式38,400株、A種種類株式15,000株）

最近5年間における資本金の額の増減

・平成24年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

（注）A種種類株式は議決権を有しません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

###### 1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

###### 2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

###### 3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

###### 4. 個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

###### 5. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

###### 6. 運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

#### 運用の流れ

##### 1．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

##### 2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

##### 3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成29年12月29日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	234本	3,841,305百万円
公社債投資信託	11本	80,759百万円
合計	245本	3,922,065百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。





## （１）【貸借対照表】

		前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1	4,558,981		4,866,159	
分別金信託		100,000		100,000	
有価証券		22,244		23,212	
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券		1,000,000		4,000,000	
前払費用		93,069		95,493	
未収委託者報酬		1,125,840		1,207,139	
未収運用受託報酬		245,111		206,152	
未収投資助言報酬		134,453		135,542	
未収収益		5,619		4,382	
繰延税金資産		86,672		69,706	
その他		42,477		16,834	
流動資産計		7,414,470		10,724,623	
固定資産					
有形固定資産		125,346		142,328	
建物	2	96,865		99,353	
器具備品	2	28,480		42,974	
無形固定資産		2,444		2,421	
電話加入権等		2,444		2,421	
投資その他の資産		7,786,997		4,896,440	
投資有価証券		627,887		716,874	
その他の関係会社有価証券		7,000,000		4,000,000	
長期差入保証金		79,129		81,677	
長期前払費用		2,211		1,867	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		45,353		63,605	
その他		25,715		25,715	
固定資産計		7,914,788		5,041,191	
資産合計		15,329,258		15,765,814	

		前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			689,924		571,678
未払金			438,883		452,522
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		431,456		444,918	
その他未払金		4,280		4,457	
未払費用			111,413		110,235
未払法人税等			583,918		348,423
未払消費税等			104,065		56,855
賞与引当金			137,115		170,655
その他			27,000		-
流動負債計			2,092,320		1,710,371
固定負債					
退職給付引当金			146,494		161,470
役員退任慰労引当金			27,200		41,800
固定負債計			173,694		203,270
負債合計			2,266,014		1,913,641
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,420,000		3,420,000
資本剰余金					
資本準備金		1,500,000		1,500,000	
資本剰余金計			1,500,000		1,500,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		8,024,390		8,794,236	
別途積立金		6,305,000		7,105,000	
繰越利益剰余金		1,719,390		1,689,236	
利益剰余金計			8,098,430		8,868,276
株主資本計			13,018,430		13,788,276
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			44,813		63,895
評価・換算差額等計			44,813		63,895
純資産合計			13,063,244		13,852,172
負債純資産合計			15,329,258		15,765,814

## (2)【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)		当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			5,030,067		5,799,157
運用受託報酬			1,249,003		959,541
投資助言報酬			258,013		237,536
営業収益計			6,537,084		6,996,235
営業費用					
支払手数料			1,030,077		1,311,851
広告宣伝費			452		3,090
調査費			875,754		893,794
調査費		445,778		446,175	
委託調査費		427,736		445,457	
図書費		2,240		2,161	
委託計算費			280,300		292,343
営業雑経費			64,518		67,930
通信費		20,188		20,362	
印刷費		27,817		29,530	
協会費		10,256		11,222	
諸会費		1,513		1,343	
その他営業雑経費		4,741		5,471	
営業費用計			2,251,102		2,569,011
一般管理費					
給料			1,156,527		1,255,347
役員報酬		86,836		86,688	
給料・手当		763,998		834,373	
賞与		149,976		148,530	
賞与引当金繰入額		137,115		170,655	
役員退任慰労引当金繰入額		18,600		15,100	
福利厚生費			165,385		152,160
交際費			11,627		12,093
旅費交通費			28,192		23,923
租税公課			50,215		77,393
不動産賃借料			162,413		162,931
賃借料			1,679		1,679
退職給付費用			25,391		47,708
固定資産減価償却費			15,581		20,593
業務委託費			221,268		263,114
諸経費			85,577		160,666
一般管理費計			1,923,859		2,177,613
営業利益			2,362,121		2,249,610

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)		当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			30,327		25,011
有価証券利息	1		29,364		24,553
受取利息			479		27
投資有価証券売却益			15,296		2,210
投資有価証券償還益			-		2,495
その他			57		521
営業外収益計			75,525		54,819
営業外費用					
支払利息	1		4,710		418
投資有価証券売却損			-		628
投資有価証券償還損			2,249		167
その他			0		98
営業外費用計			6,960		1,312
經常利益			2,430,686		2,303,117
特別損失					
固定資産除却損	2		485		699
特別損失計			485		699
税引前当期純利益			2,430,201		2,302,418
法人税、住民税及び事業税			823,236		714,978
法人税等調整額			5,099		9,806
法人税等合計			818,137		705,171
当期純利益			1,612,063		1,597,246

## （ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月 1 日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金		
				別途積立金				
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	5,805,000	1,124,526	7,003,566	11,923,566
当期変動額								
剰余金の配当						517,200	517,200	517,200
別途積立金の積立					500,000	500,000		
当期純利益						1,612,063	1,612,063	1,612,063
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計					500,000	594,863	1,094,863	1,094,863
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	6,305,000	1,719,390	8,098,430	13,018,430

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	92,275	92,275	12,015,842
当期変動額			
剰余金の配当			517,200
別途積立金の積立			
当期純利益			1,612,063
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	47,461	47,461	47,461
当期変動額合計	47,461	47,461	1,047,402
当期末残高	44,813	44,813	13,063,244

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	6,305,000	1,719,390	8,098,430	13,018,430
当期変動額								
剰余金の配当						827,400	827,400	827,400
別途積立金の積立					800,000	800,000		
当期純利益						1,597,246	1,597,246	1,597,246
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計					800,000	30,153	769,846	769,846
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,105,000	1,689,236	8,868,276	13,788,276

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	44,813	44,813	13,063,244
当期変動額			
剰余金の配当			827,400
別途積立金の積立			
当期純利益			1,597,246
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	19,081	19,081	19,081
当期変動額合計	19,081	19,081	788,928
当期末残高	63,895	63,895	13,852,172

## 重要な会計方針

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

### 2．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 4～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

### 3．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### （会計方針の変更）

「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に関する損益に与える影響は軽微であります。

#### （追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

前事業年度 （平成28年3月31日）	当事業年度 （平成29年3月31日）
<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 4,508,250千円</p>	<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 4,787,311千円</p>
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 62,170千円</p> <p>器具備品 95,517千円</p> <hr/> <p>合計 157,688千円</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 70,549千円</p> <p>器具備品 87,862千円</p> <hr/> <p>合計 158,411千円</p>

## （損益計算書関係）

前事業年度 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）	当事業年度 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 29,364千円</p> <p>支払利息 4,710千円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 24,553千円</p> <p>支払利息 418千円</p>
<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 485千円</p> <hr/> <p>合計 485千円</p>	<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 699千円</p> <hr/> <p>合計 699千円</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
A種種類株式（株）	15,000			15,000
合計（株）	53,400			53,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	499,200	13,000	平成27年3月31日	平成27年6月26日
	A種種類株式	18,000	1,200	平成27年3月31日	平成27年6月26日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	806,400	利益剰余金	21,000	平成28年3月31日	平成28年6月28日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	平成28年3月31日	平成28年6月28日

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
A種種類株式（株）	15,000			15,000
合計（株）	53,400			53,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	806,400	21,000	平成28年3月31日	平成28年6月28日
	A種種類株式	21,000	1,400	平成28年3月31日	平成28年6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	806,400	利益剰余金	21,000	平成29年3月31日	平成29年6月27日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	平成29年3月31日	平成29年6月27日

## (リース取引関係)

前事業年度 平成28年3月31日	当事業年度 平成29年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （金融商品関係）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,558,981	4,558,981	-
(2)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	650,131	650,131	-
(3)その他の関係会社有価証券（*） 満期保有目的の債券	8,000,000	8,039,975	39,975
資産計	13,209,112	13,249,087	39,975

（\*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

## （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資 産

## (1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

## (3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

## （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

## （注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	4,558,890	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期のあるもの	22,244	257,134	83,538	-
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	7,000,000	-	-
合計	5,581,135	7,257,134	83,538	-

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,866,159	4,866,159	-
(2)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	740,087	740,087	-
(3)その他の関係会社有価証券(*) 満期保有目的の債券	8,000,000	8,021,625	21,625
資産計	13,606,246	13,627,871	21,625

（\*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資 産

##### (1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

##### (3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	4,866,018	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期のあるもの	23,212	287,823	127,042	-
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	4,000,000	4,000,000	-	-
合計	8,889,230	4,287,823	127,042	-

## （有価証券関係）

前事業年度（平成28年3月31日）

## 1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	8,000,000	8,039,975	39,975
	小計	8,000,000	8,039,975	39,975
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		8,000,000	8,039,975	39,975

## 2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	490,915	421,129	69,785
	小計	490,915	421,129	69,785
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	159,216	164,326	5,110
	小計	159,216	164,326	5,110
合計		650,131	585,456	64,675

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

## 3．売却したその他有価証券

前事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	53,014	15,296	-
合計	53,014	15,296	-

当事業年度（平成29年3月31日）

## 1．満期保有目的の債券（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	7,250,000	7,272,150	22,150
	小計	7,250,000	7,272,150	22,150
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	750,000	749,475	525
	小計	750,000	749,475	525
合計		8,000,000	8,021,625	21,625

## 2．その他有価証券（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	600,060	501,634	98,426
	小計	600,060	501,634	98,426
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	140,026	146,175	6,148
	小計	140,026	146,175	6,148
合計		740,087	647,809	92,277

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

## 3．売却したその他有価証券

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	62,191	2,210	628
合計	62,191	2,210	628

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成28年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（平成29年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## （退職給付関係）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2．確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	136,926	146,494
退職給付費用	23,247	30,026
退職給付の支払額	13,679	15,050
退職給付引当金の期末残高	146,494	161,470

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	146,494	161,470
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	146,494	161,470
退職給付引当金	146,494	161,470
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	146,494	161,470

## (3) 退職給付費用

（単位：千円）

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	23,247	30,026

( 税効果会計関係 )

( 単位：千円 )

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額	ソフトウェア償却超過額
19,877	39,923
敷金償却否認	敷金償却否認
2,490	2,980
会員権評価損否認	会員権評価損否認
2,591	2,591
電話加入権評価損	電話加入権評価損
1,395	1,395
賞与引当金	賞与引当金
42,313	52,664
役員退任慰労引当金	役員退任慰労引当金
8,328	12,799
退職給付引当金	退職給付引当金
44,922	49,470
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
1,565	1,882
未払事業税	未払事業税
37,438	18,067
その他	その他
7,341	1,568
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
168,266	183,343
評価性引当額	評価性引当額
14,843	19,872
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
153,422	163,470
繰延税金負債	繰延税金負債
未収事業税	未収事業税
6	-
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
21,389	30,158
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
21,395	30,158
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
132,026	133,312
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。	

この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は6,551千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,094千円増加し、法人税等調整額は7,645千円増加しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度 （自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日）	当事業年度 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）
<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>	<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
5,519,310	1,017,773	6,537,084

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,371,802	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,194,720	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	632,514	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
6,147,968	848,266	6,996,235

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,184,155	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,166,235	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	576,636	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,480,488	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の 購入、募集・販 売の取扱等 役員の兼任	資金の借入 に係る利息 の支払 (* )	4,710	短期借入 金	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（\*）資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,480,488	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の 購入、募集・販 売の取扱等 役員の兼任	資金の借入 に係る利息 の支払 (* )	418	短期借入 金	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（\*）資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日）	当事業年度 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）
1株当たり純資産額	261,516円78銭	282,061円78銭
1株当たり当期純利益金額	41,433円95銭	41,048円07銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日）	当事業年度 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）
当期純利益金額（千円）	1,612,063	1,597,246
普通株主に帰属しない金額（千円）	21,000	21,000
（うちA種種類株式配当額(千円)）	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	1,591,063	1,576,246
普通株式の期中平均株式数（株）	38,400	38,400

3．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （平成28年3月31日）	当事業年度 （平成29年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	13,063,244	13,852,172
純資産の部の合計額から控除する金額 （千円）	3,021,000	3,021,000
（うちA種種類株式払込金額(千円)）	(3,000,000)	(3,000,000)
（うちA種種類株式配当額(千円)）	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る期末の純資産額 （千円）	10,042,244	10,831,172
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	38,400	38,400

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		第25期中間会計期間 (平成29年9月30日)
科目	注記 番号	金額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		7,438,507
分別金信託		100,000
有価証券		18,295
1年内償還予定のその他の 関係会社有価証券		1,000,000
前払費用		114,653
未収委託者報酬		1,410,796
未収運用受託報酬		204,970
未収投資助言報酬		152,608
未収収益		2,281
繰延税金資産		75,840
その他		11,283
流動資産計		10,529,236
固定資産		
有形固定資産	1	142,705
建物		95,749
器具備品		46,956
無形固定資産		2,413
投資その他の資産		4,979,417
投資有価証券		798,543
その他の関係会社有価証券		4,000,000
長期差入保証金		80,877
長期前払費用		1,287
会員権		6,700
繰延税金資産		66,293
その他		25,715
固定資産計		5,124,536
資産合計		15,653,773

		第25期中間会計期間 (平成29年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		172,389
未払金		567,238
未払費用		113,170
未払法人税等		443,000
未払消費税等		61,824
賞与引当金		167,387
その他		183
流動負債計		1,525,193
固定負債		
退職給付引当金		173,235
役員退任慰労引当金		36,900
固定負債計		210,135
負債合計		1,735,328
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		3,420,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金計		1,500,000
利益剰余金		
利益準備金		74,040
その他利益剰余金		8,853,983
別途積立金		7,905,000
繰越利益剰余金		948,983
利益剰余金計		8,928,023
株主資本計		13,848,023
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		70,421
評価・換算差額等計		70,421
純資産合計		13,918,444
負債純資産合計		15,653,773

## (2) 中間損益計算書

		第25期中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		3,180,556
運用受託報酬		439,141
投資助言報酬		134,179
営業収益計		3,753,876
営業費用		
支払手数料		724,648
その他		673,005
営業費用計		1,397,653
一般管理費	1	1,102,739
営業利益		1,253,483
営業外収益	2	33,647
営業外費用	3	413
経常利益		1,286,717
特別損失	4	13
税引前中間純利益		1,286,704
法人税、住民税及び事業税		411,128
法人税等調整額		11,570
法人税等合計		399,557
中間純利益		887,146

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第25期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,105,000	1,689,236	8,868,276	13,788,276
当中間期変動額								
剰余金の配当						827,400	827,400	827,400
別途積立金の積立					800,000	800,000		
中間純利益						887,146	887,146	887,146
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計					800,000	740,253	59,746	59,746
当中間期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,905,000	948,983	8,928,023	13,848,023

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	63,895	63,895	13,852,172
当中間期変動額			
剰余金の配当			827,400
別途積立金の積立			
中間純利益			887,146
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	6,525	6,525	6,525
当中間期変動額合計	6,525	6,525	66,272
当中間期末残高	70,421	70,421	13,918,444

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券  
償却原価法(定額法)を採用しております。
- (2) その他有価証券  
時価のあるもの  
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 5～50年  
器具備品 4～15年
- (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員退任慰労引当金  
役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

### 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第25期中間会計期間 （平成29年9月30日）	
1 有形固定資産の減価償却累計額	157,050千円

## （中間損益計算書関係）

第25期中間会計期間 （自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	10,977千円
無形固定資産	8千円
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	15,196千円
有価証券利息	8,984千円
受取利息	19千円
投資信託償還益	9,407千円
3 営業外費用の主要項目	
支払利息	316千円
投資信託償還損	97千円
4 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	13千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第25期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	38,400	-	-	38,400
A種種類株式（株）	15,000	-	-	15,000
合計（株）	53,400	-	-	53,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	806,400	21,000	平成29年3月31日	平成29年6月27日
	A種種類株式	21,000	1,400	平成29年3月31日	平成29年6月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

第25期中間会計期間（平成29年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,438,507	7,438,507	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	816,838	816,838	-
(3) その他の関係会社有価証券（*） 満期保有目的の債券	5,000,000	5,009,475	9,475
資産計	13,255,346	13,264,821	9,475

（\*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資 産

## (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

## (3) その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

## （有価証券関係）

第25期中間会計期間（平成29年9月30日）

## 1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	3,500,000	3,512,000	12,000
	小計	3,500,000	3,512,000	12,000
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	1,500,000	1,497,475	2,525
	小計	1,500,000	1,497,475	2,525
合計		5,000,000	5,009,475	9,475

## 2. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	632,945	521,947	110,997
	小計	632,945	521,947	110,997
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	183,893	193,338	9,444
	小計	183,893	193,338	9,444
合計		816,838	715,285	101,552

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当中間会計期間末においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

## （デリバティブ取引関係）

第25期中間会計期間（平成29年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

第25期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

本社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を営業費用に計上しております。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

第25期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第25期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
3,360,644	393,232	3,753,876

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	660,587	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	581,177	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	298,044	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第25期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第25期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第25期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第25期中間会計期間 (平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	284,334円50銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	13,918,444
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,000,000
(うちA種種類株式払込金額)(千円)	(3,000,000)
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	10,918,444
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	38,400

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第25期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	23,102円77銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	887,146
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	887,146
普通株式の期中平均株式数(株)	38,400

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について  
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託者

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額（平成29年9月末日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## &lt; 再信託受託会社の概況 &gt;

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額（平成29年9月末日現在）

10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成29年9月末日現在)	事業の内容
農林中央金庫	3,480,488百万円	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
みずほ証券株式会社	125,167百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## (3) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成28年12月末日現在)	事業の内容
ウエリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー	624百万米ドル	一任契約に基づくポートフォリオ運用業務およびポートフォリオ運用に関する助言業務を行っています。
ウエリントン・マネジメント香港リミテッド	24百万香港ドル	
ウエリントン・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	3.75百万英ポンド	

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

## (2) 販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫<sup>(注)</sup>と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

(注) 農林中央金庫は本書提出日現在、新規の募集の取扱い・販売を中止しております。

## (3) 投資顧問会社

委託会社から、親投資信託における外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図、投資判断、発注等を行います。

## 3【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式を保有しており、持株比率は36.61%、議決権保有比率は50.91%です。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

(注) 委託者においては普通株式のほか議決権を有しないA種種類株式を発行しているため、持株比率と議決権保有比率が一致しません。

### 第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

交付目論見書または請求目論見書である旨を記載することがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
- ・投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金（貯金）保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
- ・投資信託は元本が保証されているものではなく、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様に負っていただく旨
- ・登録金融機関の販売の場合には、投資者保護基金の対象とはならない旨
- ・課税上の取扱いに関する事項

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

(2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(3) 交付目論見書にクーリング・オフに関する事項を記載することがあります。

(4) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載される場合があります。

(5) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月23日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	大村	真敏	印
業務執行社員				
指定有限責任社員	公認会計士	長尾	礎樹	印
業務執行社員				

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月10日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA資産設計ファンド（安定型）の平成28年11月17日から平成29年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JA資産設計ファンド（安定型）の平成29年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月10日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA資産設計ファンド（成長型）の平成28年11月17日から平成29年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JA資産設計ファンド（成長型）の平成29年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月10日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA資産設計ファンド（積極型）の平成28年11月17日から平成29年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JA資産設計ファンド（積極型）の平成29年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月14日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	大村	真敏	印
業務執行社員				
指定有限責任社員	公認会計士	長尾	充洋	印
業務執行社員				

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。